

令和 7 年 9 月 定例会

浪江町議会議録

令和 7 年 9 月 9 日 開会

令和 7 年 9 月 17 日 閉会

浪江町議会

令和7年浪江町議会9月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（9月9日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	8
認定第1号から報告第8号の一括上程、説明	14
延会について	63
延会の宣告	63

第 2 号（9月10日）

議事日程	65
出席議員	66
欠席議員	66
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	66
職務のため出席した者の職氏名	67
開議の宣告	68
議事日程の報告	68
一般質問	68
紺野則夫君	68
横字史年君	74
佐藤勝伸君	87
佐々木茂君	92
日程の追加	110
認定第3号訂正の件	110

散会の宣告	1 1 1
-------	-------

第 3 号 (9月17日)

議事日程	1 1 3
出席議員	1 1 5
欠席議員	1 1 5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 5
職務のため出席した者の職氏名	1 1 6
開議の宣告	1 1 7
議事日程の報告	1 1 7
認定第1号の質疑、討論、採決	1 1 7
認定第2号の質疑、討論、採決	1 2 5
認定第3号の質疑、討論、採決	1 2 5
議案第60号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第61号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第62号の質疑、討論、採決	1 2 7
議案第63号の質疑、討論、採決	1 2 7
議案第64号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第65号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第66号の質疑、討論、採決	1 2 9
議案第67号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第68号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第69号の質疑、討論、採決	1 3 1
議案第70号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第71号の質疑、討論、採決	1 3 3
議案第72号の質疑、討論、採決	1 3 3
議案第73号の質疑、討論、採決	1 3 4
議案第74号の質疑、討論、採決	1 3 4
議案第75号の質疑、討論、採決	1 3 5
議案第76号の質疑、討論、採決	1 3 5
議案第77号の質疑、討論、採決	1 3 6
議案第78号の質疑、討論、採決	1 3 6
質問第2号の質疑、採決	1 3 7
同意第6号の質疑、採決	1 3 7
報告第5号の質疑	1 3 8
報告第6号の質疑	1 3 8
報告第7号の質疑	1 3 9
報告第8号の質疑	1 3 9

委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	140
町長挨拶	140
閉会の宣告	141

浪江町告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和7年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年8月7日

浪江町長 吉田栄光

1 日 時 令和7年9月9日（火）午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	横字	史年君	2番	佐藤	勝伸君
3番	鈴木	幸治君	4番	山本	幸一郎君
5番	紺野	豊君	6番	武藤	晴男君
7番	紺野	則夫君	8番	佐々木	茂君
9番	佐々木	勇治君	10番	半谷	正夫君
11番	松田	孝司君	12番	平本	佳司君

不応招議員（なし）

9月定例町議会

(第1号)

令和 7 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 9 月 9 日（火曜日）午前 9 時開議

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	認定第 1 号 決算の認定について
日程第 6	認定第 2 号 浪江町水道事業会計決算の認定について
日程第 7	認定第 3 号 浪江町公共下水道事業会計決算の認定について
日程第 8	議案第 60 号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正について
日程第 9	議案第 61 号 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金条例の一部改正について
日程第 10	議案第 62 号 浪江町税特別措置条例の一部改正について
日程第 11	議案第 63 号 浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について
日程第 12	議案第 64 号 工事請負契約の締結について（产学研官連携施設建築工事）
日程第 13	議案第 65 号 工事請負契約の締結について（产学研官連携施設電気設備工事）
日程第 14	議案第 66 号 工事請負契約の締結について（产学研官連携施設機械設備工事）
日程第 15	議案第 67 号 工事請負契約の締結について（さけ採捕施設整備工事）
日程第 16	議案第 68 号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等敷地造成工事）
日程第 17	議案第 69 号 物品購入契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）什器備品購入）
日程第 18	議案第 70 号 自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）
日程第 19	議案第 71 号 損害賠償額の決定及び和解について（追認）
日程第 20	議案第 72 号 調停の申立てについて

日程第 2 1	議案第 7 3 号	令和 7 年度浪江町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議案第 7 4 号	令和 7 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 3	議案第 7 5 号	令和 7 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 7 6 号	令和 7 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 5	議案第 7 7 号	令和 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 6	議案第 7 8 号	令和 7 年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 7	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 2 8	同意第 6 号	特別功労者の決定について
日程第 2 9	報告第 5 号	令和 6 年度浪江町一般会計継続費精算報告書について
日程第 3 0	報告第 6 号	令和 6 年度浪江町水道事業会計継続費精算報告書について
日程第 3 1	報告第 7 号	一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
日程第 3 2	報告第 8 号	一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について

出席議員（12名）

1番	横字史	年君	2番	佐藤勝	伸君
3番	鈴木幸	治君	4番	山本幸	一郎君
5番	紺野豊	君	6番	武藤晴	男君
7番	紺野則	夫君	8番	佐々木茂	君
9番	佐々木勇	治君	10番	半谷正	夫君
11番	松田孝	司君	12番	平本佳	司君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副 町 山 本 邦 一 君	副 町 成 井 長 祥 君
教 育 育 横 山 浩 志 君	代表監査委員 宮口勝美君
総務課長兼 選挙管理委員会書記長 戸浪義勝君	企画財政課長 吉田厚志君
住民課長 柴野一志君	産業振興課長 蒲原文崇君
農林水産課長兼 農業委員会事務局長 大浦龍爾君	住宅水道課長 金山信一君
建設課長 宮林薰君	市街地整備課長 今野裕仁君
健康保険課長 松本幸夫君	浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長 中野隆幸君
介護福祉課長 木村順一君	会計管理者兼 出納室長兼 津島支所長健一君
教育総務課長 鈴木清水君	生涯学習課長兼 浪江町公民館長兼 浪江町図書館長岡秀樹君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 次
中野 夕華子 君 今野 長雄一 君
書記
岡本 ちり 君

○議長（山本幸一郎君） おはようございます。

会議前ではございますが、議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

傍聴する方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにするようお願ひいたします。

◎開会の宣告

○議長（山本幸一郎君） ただいまの出席議員数は12人であります。

定足数に達しておりますので、令和7年浪江町議会9月定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（山本幸一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本幸一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、8番、佐々木茂君、10番、半谷正夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山本幸一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり、本日から17日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの9日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。9日、10日、17日を本会議とし、11日から16日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議はこのとおりと決定しました。

◎諸般の報告

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、タブレット端末に格納したとおりです
ので、ご了承ください。
なお、町長には諸般の報告のとおり出席要求をしましたが、体調
不良により欠席する旨の報告がありましたので、ご了承願います。

◎行政報告

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、行政報告を行います。
行政報告は、山本副町長からお願ひいたします。
山本副町長。
〔副町長 山本邦一君登壇〕
○副町長（山本邦一君） おはようございます。
議長から報告があったとおりですが、本日、町長が出席できませんので、代わって行政報告をさせていただきます。
本日ここに令和7年浪江町議会9月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。
行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。
それでは、6月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。
初めに、当町における学校給食の異物混入についてでございます。
児童生徒、保護者の皆様を含む関係者の皆様には、ご不安とご心配をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。
このたびのこととは、学校給食の安心・安全を損なう深刻な事態であると認識しております。現在、町の再発防止の取組として、相双保健福祉事務所をはじめとした複数の関係機関による衛生点検・衛生研修を実施するとともに、継続して衛生環境が維持できるよう、食品衛生、保健衛生の資格を持った町職員による定期点検を実施しているところであります。
また、委託業者側としても調理従事者を増員し、複数人での衛生管理チェックや食品衛生に関する研修を実施し、日々の調理業務が円滑、安全となるよう職場環境の維持にも努めております。

今後、このようなことが起こることのないよう、関係機関と連携を図りながら、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

次に、第27回参議院議員通常選挙についてご報告いたします。

7月3日公示、7月20日投開票で行われました当選挙においては、適正な事務執行に努めたところであります。

今回の選挙では、期日前投票所8か所、当日投票所5か所を設置し、また、選挙公報及び選挙のお知らせを全有権者に発送し、投票所の場所や受付時間の周知を図るとともに、町公式SNSを活用して幅広い年代に選挙の啓発をしたところでございます。町内においては、広報車及び防災無線を利用した周知のほか、町内で事業再開している事業者を対象に郵送物による投票の呼びかけを行いました。

結果でございますが、当日有権者は1万3,088名、投票者数は6,452名、投票率が49.30%となり、前回令和4年度の投票率48.85%に比べ、0.45ポイント上回ったところです。

今回の選挙においても、期日前投票者数及び不在者投票者数が全体の6割弱を占めており、選挙のお知らせ等による事前の情報提供が今後ますます重要なものと考えております。

今後も引き続き、なお一層の有権者への周知・啓発を行い、投票率の向上に取り組んでまいります。

次に、カムチャツカ半島沖地震に伴う津波警報の対応についてご報告いたします。

7月30日8時37分、福島県沿岸にも津波注意報が発令されました。当町が警戒本部を設置し、9時40分に津波注意報が警報に切り替わったため災害対策本部を設置、避難指示を棚塙、請戸、中浜、両竹、幾世橋地区に発令しました。3度、災害対策会議を開き、本庁舎を含む4施設の避難所を開設、巡回警戒を行いました。

各避難所における避難者状況につきましては、浪江町防災交流センター119人、浪江防災コミュニティセンター3人、幾世橋防災コミュニティセンター35人、本庁舎はありませんでした。

同日20時45分、津波警報から注意報に切り替わり、21時15分、避難指示の解除を発令しました。翌日早朝、町による沿岸部のパトロールを行い、漁港内、河川、震災遺構請戸小学校等、異常がないことを確認。また、住家被害・人身被害についても被害はありませんでした。

今後も地震・津波等、災害が懸念されますので、関係機関と連携を取りながら、さらなる災害対策に努めてまいります。

次に、町の魅力発信事業についてご報告いたします。

8月7日、東京ドームで行われたプロ野球公式戦、巨人対ヤクル

ト戦におきまして、町の魅力発信と風評払拭を目的とした「浪江町コラボイベント」を開催いたしました。

本年も、浪江町ふるさと応援大使の「L u m i U n i o n」（旧浪江女子発組合）に登場いただき、佐々木彩夏さんの始球式の後、浪江産のお米を記念品として両球団に贈呈いたしました。

本イベントは、事前に首都圏で販売された読売新聞への広告掲載を行ったほか、当日の会場入場口では、イベント専用うちわをはじめ、観光紹介パンフレットなど1万5,000部を配布し、町の認知度向上を図りました。

また、このイベントに合わせて8月8日と9日の2日間、日本橋ふくしま館ミデッテにおきまして「浪江フェア」を開催し、特設ブースにおいて、大堀相馬焼となみえ焼そば、地酒の磐城壽のPR販売を行い、多くの方々にご来訪いただき、町の魅力を発信いたしました。

今後も、首都圏や大都市でのPRイベントに積極的に参加し、町の魅力発信と認知度向上、風評払拭に取り組んでまいります。

次に、東北大学FUKUSHIMAサイエンスパーク構想に係る共同記者会見についてご報告いたします。

東北大学と浪江町は、令和5年に包括連携協定を締結し、福島イノベーション・コースト構想の推進をはじめ、产学研官連携による地域経済の復興・再生、復興まちづくり及び人材育成などを連携して取り組むこととしており、これまで町内で復興知事業による実証や防災人材の育成など、様々な取組を進めていただいております。

こういった中、東北大学が進めるFUKUSHIMAサイエンスパーク構想の核となる施設を浪江町内に設置いただくこととなり、7月10日に東北大学と共同で記者会見を開催いたしました。

この施設は、現在町が整備を進めている产学研官連携施設内に、東北大学の研究活動拠点機能を設けるとともに、产学研官連携施設と同一敷地内に東北大学独自に研修施設を整備し、学生活動等の支援機能を設け、「東北大学FUKUSHIMA浜通り拠点」として、新産業の創出や創造的復興へ貢献いただくものであります。

町いたしましても、本拠点が整備されることにより、当町の交流人口拡大につながることはもとより、浜通り・相双地域の人材育成、产学研官連携による産業創出など、地域全体の復興へ相乗効果を発揮するとともに、社会の課題解決の一助となることを期待しており、引き続き、東北大学と連携しながら拠点の整備を進めてまいります。

次に、企業誘致の取組についてご報告いたします。

9月1日、帝国ホテル東京で開催された福島県企業立地セミナーに出展し、浪江町の産業団地や立地に係る支援制度などをPRいたしました。セミナーには100社を超える企業が参加し、県内の他市町村とともに、各企業の担当者と名刺交換や情報交換を行いました。

当日は、浪江町のPRブースを設けたほか、私もステージへ登壇し、浪江町を紹介してまいりました。セミナー後には、町担当者が名刺交換を行った企業への訪問や町内の見学を提案するなど、早速、セミナーをきっかけとした誘致活動を進めております。

引き続き、町内での魅力ある雇用の創出と民間投資の活性化に向け、私自身もトップセールスに出向きながら、産業団地などへの企業誘致に取り組んでまいります。

次に、請戸川さけ放流施設の指定管理者の選定についてご報告いたします。

地域の水産業振興とさけ資源増大、さけふ化等技術の次世代への継承及び地域活性化を目的に設置いたしました請戸川さけ放流施設について、民間活力等を活用して効果的・効率的に施設運営を行っていただくために、泉田川漁業協同組合を指定管理者として選定しました。

今シーズンの秋から冬にかけて本格的なさけふ化事業を開始していく予定となっており、指定管理者と連携しながら、町の重要な地域資源である、サケ漁及び内水面漁業再興に向けて、引き続き尽力してまいります。

次に、鮎特別採捕モニタリング調査についてご報告いたします。

7月5日から8月31日にかけて、高瀬川及び請戸川において、鮎の特別採捕モニタリング調査が実施されました。

同河川で採捕した鮎から放射線量を調査するため実施したものですが、町内のみならず避難先からも調査に参加し、震災前と変わらない釣果を楽しんでおられました。モニタリング調査の継続や河川環境の回復は、遊漁の再開に向けて非常に重要なものであり、引き続き支援を継続してまいります。

次に、農林水産物の魅力発信の取組についてご報告いたします。

風評払拭等を目的として継続的に実施しております、浪江町農林水産物等情報発信事業において、9月2日、3日に台湾及びタイのインフルエンサーをお招きして産地訪問ツアーを行いました。農業関係者、漁業関係者、酒造、窯元など、浪江の特産品の生産現場などを訪問し、浪江の特産品の品質の高さや安全・安心を守る取組、生産者の思いなどに触れていただき、国内外に広く発信いただきました。

今後、同事業において浪江の農林水産物を活用した首都圏での会食イベントやフェア、メディアと連携したプロモーション活動を予定しており、風評払拭及び地域ブランドの確立に向けて、引き続き取り組んでまいります。

次に、エフレイに関する取組についてご報告いたします。

7月11日、F—R E I 座談会がいわき市で開催され、エフレイのエネルギー分野に関する講演や、パネルディスカッションが行われました。この分野は、水素社会実現とゼロカーボンシティ達成を目指す町の取組と関係しますので、まちづくりの視点と合わせて、連携して進めてまいります。

7月28日、エフレイ主催の第4回新産業創出等研究開発協議会が南相馬市で開催されました。エフレイより活動報告や施設整備状況などの説明があり、その後、関係機関との意見交換が行われました。

今後も、エフレイが立地する当町の役割として、エフレイや関係団体と共に効果的な広域連携の方策の検討を進めてまいります。

次に、浪江駅西側地区の公民連携まちづくりに関する取組についてご報告いたします。

7月17日、會澤高圧コンクリート株式会社福島R D Mセンターにおいて、浪江駅西側地区共創会議の第1回コミュニティ部会を開催しました。部会には、現地とオンライン合わせて61団体99名が参加し、浪江駅西側地区でどのような事業が展開できるか、ディスカッションなどを通じて相互理解を深めました。

また、8月9日には、浪江駅西側地区において、「浪江駅西側地区まちづくり美化フェス」が開催されました。

今後開発が予定される西側地区のことを考えるきっかけとして、町民発意で実施された取組であり、地元行政区の住民、町やエフレイの職員など、約40名により美化活動が行われました。このような取組は、町が進める共創のまちづくりの機運が高まってきている一つの現れであると考えており、今後とも町民や民間企業などの様々な方々と共に創しながら、駅西側地区が魅力的な空間となるよう、共創の取組を推進してまいります。

次に、社会福祉法人博文会、社会福祉法人浪江町社会福祉協議会との包括連携協定の締結についてご報告いたします。

9月3日、社会福祉法人博文会及び社会福祉法人浪江町社会福祉協議会と地域活性化及び住民サービスの向上を図り、相互の連携を強化するために、包括連携協定を締結いたしました。さらに、社会福祉法人博文会から、町内への施設整備を最終目標としながら、幾つかの事業提案を受けております。

今後は、医療・福祉・介護において、三者が相互かつ連携を図りながら継続的に町民の皆様へ支援できるよう、各種事業の実施に取り組んでまいります。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

7月28日に、株式会社イオンファンタジーと「こどものえがお」のための連携協定を締結いたしました。

協定に基づき、「こどものえがお」を中心とした、エデュケーションとエンターテイメントの二つを掛け合わせたエデュテイメントタウンを目指したまちづくりを実施し、浪江町こども計画における子育て施策として、学習と遊びを融合させたイベントの創出や、既存施設の活用、地域交流などの取組を進めてまいります。

8月6日から8日にかけて、なみえ創成中学校の生徒を対象にグローバル人材育成事業を実施し、全校生徒数の約7割となる16名が参加いたしました。

東京都の体験型英語学習施設であるTOKYO GLOBAL GATEWAYを会場に、空港や飛行機内、レストランでの英語での注文等、実際と同じような環境の中、英語でのコミュニケーションや多文化理解等について楽しみながら学習をしました。

参加した生徒からは、「様々なシチュエーションに合わせた体験授業がとても面白かった。2日間の班行動で仲間との絆が深まった。またTGGに来たい。」などの意見があり、人材育成につながる良い学びとなりました。

また、東京消防庁池袋防災館では、地震体験、煙体験、VR映像を使った模擬防災体験等を通じて、防災に対する正しい知識を学ぶ貴重な体験となりました。

次に、生涯学習関連についてご報告いたします。

7月5日、双葉郡スポーツ交流大会が富岡町・檜葉町で開催され、浪江町は、野球、バスケットボール、ソフトテニス、剣道、グラウンドゴルフに参加し、各競技において、猛暑に負けない熱戦を繰り広げ、交流を深めました。町内外から参集された選手の皆様に深く感謝申し上げます。

7月26日、ふれあい交流センターにおいて、25歳から45歳の独身の方を対象とした婚活イベントを開催しました。「なみえの夏祭りで出会おう。楽しもう。」をコンセプトに、夏祭りの受付や露店でのお手伝いなどの体験を通して、出会いのきっかけをつかんでいただく内容となっており、参加された男女各7名の計14名の方々は、同時開催の夏祭りを楽しみながら交流を深めておりました。

今後も、他自治体や民間企業との連携による多様な出会いの場の

提供により、結婚支援や定住促進につながるよう取り組んでまいります。

以上、6月定例会以降、現在までの取組についてご報告させていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算の認定案件3件、規約及び条例改正案件4件、契約の締結案件6件、損害賠償額の決定及び和解案件2件、調停の申立て案件1件、令和7年度の補正予算案件6件、諮問案件1件、同意案件1件、報告案件4件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

令和7年9月9日。浪江町長、吉田栄光。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 以上で行政報告は終わりました。

◎認定第1号から報告第8号の一括上程、説明

○議長（山本幸一郎君） お諮りいたします。日程第5、認定第1号 決算の認定についてから日程第32、報告第8号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、認定第1号から日程第32、報告第8号までを一括議題とします。

日程第5、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君） 認定第1号 決算の認定についてご説明いたします。

本案は、令和6年度浪江町一般会計をはじめ7つの特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものです。

令和6年度も不安定な世界情勢に伴うエネルギー価格の高騰や建築資材高騰などによる影響が依然として大きく、国・県等の財源を最大限に活用しましたが、厳しい財政運営となりました。

このような状況でしたが、町の復興の歩みを着実に進めるため、主な取組として、さけふ化施設及び採捕施設建設工事や復興海浜緑地（多目的広場）建築工事に着工しました。

また、浪江小学校跡地に整備する産学官連携施設の基本設計及び実施設計や、浪江にじいろこども園の増築に係る基本設計及び実施設計を行ったほか、マイナンバーカードを利用し各種証明書をコンビニ等で取得できるよう各種整備を行いました。

さらに、浪江駅周辺を核とした中心市街地整備への取組として、10月に起工式が行われ基盤整備が本格的に始まったほか、福島国際研究教育機構（F－R E I）の立地を踏まえたまちづくりへの取組として、令和5年度に策定した浪江国際研究学園都市構想を踏まえ、浪江駅西側地区の市街地拠点形成に向けた調査を実施いたしました。

これらの結果、一般会計における決算額は、歳入総額322億9,835万3,000円、前年度比5.0%の増、歳出総額303億6,937万8,000円、前年度比9.6%の増となり、引き続き大規模な決算となりました。

町の復興・再生には多くの課題が山積しておりますが、引き続き自主財源の確保に努めつつ、復興財源を最大限に活用し、「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

決算に関連して、財政健全化判断比率である、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標につきましては、昨年度同様、全てにおいて早期健全化基準未満となりました。

その他7つの特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保いたしております。

なお、決算の認定を求めるに当たり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類を併せて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君） 詳細説明は会計ごとに行います。

企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、令和6年度浪江町一般会計歳入歳出決算についてご説明をいたします。

令和6年度主要な施策の成果によりご説明をさせていただきます。まず、6ページをお開きください。

令和6年度の歳入決算額は322億9,835万3,000円、対前年度比5.0%の増、歳出決算額は303億6,937万8,000円、対前年度比9.6%の増となりました。これは、歳入においては、県支出金において畜産施設整備事業に対する福島再生加速化交付金の交付があったことなど、また、歳出においては、さけふ化施設及び採捕施設整備事業の進捗に伴い事業費が増加したことなどにより、歳入歳出とも前年度を上回る決算額となりました。

歳入歳出差引額19億2,897万5,000円から翌年度へ繰り越すべき財源10億9,030万8,000円を差し引いた実質収支は8億3,866万7,000円の黒字、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は7,653万2,000円の黒字、これに財政調整基金への積立て及び取崩し、繰上償還金などを加えた実質単年度収支は2億3,244万6,000円の赤字となっております。

続きまして、歳入の状況でございます。

8ページ、第2表歳入の状況をご覧ください。

町税につきましては13億9,770万8,000円、構成比4.3%、対前年度比3.4%の減となっております。

次に、地方交付税は71億9,252万1,000円、構成比22.3%、対前年度比14.3%の減で、震災復興特別交付税において畜産施設整備事業分が事業進捗により減となったことなどによるものでございます。

次に、国庫支出金は78億5,241万8,000円、構成比24.3%、対前年度比26.3%の増で、駅前の一団地事業など基金型事業の進捗状況に伴う交付金の増などによるものとなっております。

次に、県支出金は46億5,291万7,000円、構成比14.4%、対前年度比219.9%の増で、畜産施設整備事業に対する福島再生加速化交付金の増などによるものとなっております。

次に、繰入金は63億9,781万7,000円、構成比19.8%、対前年度比39.1%の減で、畜産施設整備事業において事業進捗により繰入額が減少したことなどによるものとなっております。

次に、諸収入は6億1,734万7,000円、構成比1.9%、対前年度比46.3%の増で、文化財発掘調査受託事業収入の増などによるものとなっております。

続きまして、9ページ、第3表財源の構成でございます。

まず、一般財源と特定財源の比較でございますが、町税や地方交付税等の一般財源は124億6,829万8,000円、構成比38.6%、対前年度比18.2%の減、国県支出金や基金繰入金等の特定財源は198億3,005万5,000円、構成比61.4%、対前年度比27.8%の増となっております。前年度と比較しますと、一般財源において地方交付税及び繰入金が大きく減少しましたが、一方で特定財源において繰入金が大きく減少しておりますが、国県支出金などが大きく増加しており、全体としては5.0%の増となっております。

次に、自主財源と国県依存財源との比較でございますが、自主財源は118億3,139万円、構成比36.5%、対前年度比15.6%の減、国県依存財源は204億6,696万3,000円、構成比63.5%、対前年度比22.2%の増となっております。自主財源、国県依存財源、それぞれ

の構成比としては、自主財源36.5%、国県依存財源63.5%となっておりますが、自主財源の大部分を占める繰入金のうち、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金や浪江町復旧・復興基金など事業の財源を積み立てる基金については、実質的には依存財源と考えられ、これらの繰入金を依存財源に分類すると、自主財源が19.2%、依存財源が80.8%の構成比となり、引き続き国・県に大きく依存した財源構成となっております。

続きまして、10ページ、第4表町税の状況でございます。

町民税につきましては7億711万8,000円、対前年度比3.6%の減、固定資産税は6億1,584万9,000円、対前年度比3.4%の減となっており、町税全体の決算額は13億9,770万8,000円、対前年度比3.4%の減となっております。

続きまして、歳出の状況について、11ページ、第5表目的別歳出の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、総務費が110億5,752万2,000円、構成比36.4%、対前年度比6.6%の増で、福島再生加速化交付金における基金型事業の進捗状況に伴い、基金への積立てが増加したことなどが主な理由となっております。

次に、衛生費が30億4,945万1,000円、構成比10.1%、対前年度比61.2%の増で、こちらは小野田取水場及び配水場建設工事などによる増となっております。

次に、農林水産業費は65億8,193万4,000円、構成比21.7%、対前年度比38.0%の増で、さけふ化施設及び採捕施設整備事業などによる増となっております。

次に、土木費は31億9,590万円、構成比10.5%、対前年度比23.3%の増で、駅前一団地事業による増となっております。

次に、消防費は7億5,957万4,000円、構成比2.5%、対前年度比56.3%の減で、防災交流センター整備事業の完了による減となっております。

続きまして、13ページ、第6表性質別歳出の状況（その1）をご覧ください。

義務的経費につきましては28億84万1,000円、構成比9.2%、対前年度比5.4%の増で、福島県人事委員会勧告に伴い給料や期末・勤勉手当が増加したことにより、人件費が増加したことなどによるものとなっております。

次に、投資的経費は94億8,074万8,000円、構成比31.2%、対前年度比10.9%の増で、さけふ化及び採捕施設の整備事業などの事業費が増加したことによるものとなっております。

次に、その他の経費は180億8,778万9,000円、構成比59.6%、対前年度比9.6%の増で、小野田取水場及び配水場の建設工事の事業費が増加したことや、南部衛生センター焼却施設更新工事に伴う双葉地方広域市町村圏組合負担金の増などによるものとなっております。

続きまして、19ページ、第8-1表財政構造に係る指標等の状況をご覧ください。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は83.9%で、前年度より1.5ポイント減少しております。これは、地方公務員の給与改定などに係る普通交付税の増などによるものとなっております。

次に、財政力指数は0.41で、前年度より0.1ポイント減少しております。

次に、財政調整基金現在高は33億2,684万7,000円で、前年度より3億897万8,000円減少しております。

次に、翌年度財政負担額は18億9,307万円で、償還が進んだことなどにより、前年と比較して1億3,263万6,000円減少しております。

次に、実質公債費比率は0.9%で、前年度より0.9ポイント減少しておりますが、こちらも地方債の償還が進んだことによるものでございます。

続きまして、17ページ、第8-2表健全化判断比率の状況でございます。

実質公債費比率については先ほどご説明したとおりですが、他の健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率につきましては、昨年度同様、算出されておりません。

18ページをご覧ください。

第9表は地方債種別ごとの現在高一覧、そして、19ページ、こちら第10表は地方債の借入先別及び利率別現在高の状況となっております。

続きまして、20ページをご覧ください。

第11表は双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況ですが、令和6年度決算額は10億9,295万4,000円で、前年度と比較して4億5,448万5,000円の増となっており、これにつきましては、南部衛生センター焼却施設更新工事に伴います負担金の増などによるものとなっております。

続きまして、22ページ、第12表基金の状況をご覧ください。

積立基金は、一般会計で17基金、特別会計で3基金、計20基金設置しております、令和6年度末現在高は461億7,450万8,000円で、こち

らは畜産施設整備事業の進捗などによりまして、浪江町復旧・復興基金の取崩し額が減少したことなどによりまして、前年度に比べ25億9,227万6,000円増加をしております。また、定額運用基金も2基金設置しており、令和6年度末現在高は4億9,505万2,000円となっております。

一般会計の決算についてのご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 次に、令和6年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、令和6年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算につきまして、主要な施策の成果でご説明いたします。

112ページをお開きください。

令和6年度文化及びスポーツ振興育成事業特別会計決算額におきましては、歳入93万9,000円、歳出が50万5,000円となりました。

歳出としましては、負担金補助及び交付金30万円で、前年度と比較して14万円の減、31.8%の減となったものでございます。積立金が20万5,000円で、前年度と比較して13万9,987円の増、215.3%の増となります。

113ページになります。

助成内容が記載されております。スポーツ事業で計16件の助成となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 次に、令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） 主要な施策の成果によりご説明いたします。

114ページをお開きください。

初めに、令和6年度国民健康保険加入状況でございますが、まず上の表は世帯数となっておりますが、令和6年度加入世帯につきましては3,063世帯、前年度比4.7%の減。下の表の加入者数につきましては加入者数4,903人、前年度比6.3%の減となっております。

次に、115ページをお開きください。

歳入歳出の状況でございますが、まず歳入でございますが、歳入の主なものは、上から4つ目、県支出金28億1,190万1,380円、前年度比11.2%の減、歳入合計は35億5,088万1,263円、前年度比6.4%

の減となっております。

次に、歳出でございますが、歳出の主なものは、保険給付費が24億9,335万6,082円で前年度比8.7%の減。なお、1人当たりの保険給付費につきましては50万8,537円で、前年度と比較いたしますと2.6%の減となっております。歳出合計は33億4,414万1,034円、前年度比6.1%の減となっております。

なお、令和6年度につきましても、国保税及び医療費の一部負担金につきましては、避難指示解除区域の上位所得世帯等を除きまして、国の財政支援により減免を実施したところでございます。

次に、116ページをお開きください。

医療費適正化事業でございますが、これはレセプト点検でございます。事業費110万5,515円、査定の結果は、1点当たり10円として、169万3,320円の医療費が適正化されております。

次に、医療給付等の状況でございますが、117ページをご覧ください。

医療給付の合計は一番下になりますが、24億8,225万641円、前年度比8.4%の減となっております。

次に、118ページをお開きください。

高額療養費の状況につきましては、合計391万5,551円、前年度比60.7%の減となっております。

次に、その他の保険給付費についてでございますが、出産育児諸費につきましては、支給額が498万8,000円、これは9件分となっております。また、葬祭費につきましては、支給額が220万円となっておりまして、こちらは44件分となっております。

次に、119ページをお開きください。

国民健康保険事業費納付金につきましては、総額で6億721万702円となっておりまして、この納付金を納めることにより、保険給付費等の対象経費の全額を県から保険給付費等交付金として交付されるものでございます。

最後に、特定健康診査等事業につきましては、事業費2,973万9,636円で、対象者は40歳から74歳までの4,277人、受診者数は2,008人、受診率は46.9%となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 次に、令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（中野隆幸君） それでは、主要な施策の成果によりご説明させていただきます。

120ページをお開きいただきたいと思います。

まず、浪江診療所につきましては、平成29年3月27日に開所いたしまして、本田所長ほか県内外の非常勤医師5名、それから東北大学病院整形外科の医師の協力の下で地域医療を提供しております。

1日当たりの受診者数は29人で、年々増加傾向にございます。患者につきましては、高齢者の割合が多く、受診が困難で医師が必要と認めた方を対象とし、訪問診療も行っております。また、エフレイや新たな産業などに携わる移住者などの受診者も増えてきており、小児科、整形外科の専門科目の設置や地域医療機関との連携を図りながら、安定的な医療を提供しております。

次に、仮設津島診療所につきましては、平成29年3月24日から、二本松市油井石倉団地敷地内に開所いたしまして、関根所長ほか浪江町内で開業されていた医師2名及び県内外の非常勤医師3名の協力の下で、町民に寄り添った医療を提供しております。1日当たりの受診者数は17.4人で、年々減少傾向にございます。

次に、121ページをお開きいただきたいと思います。

令和6年度の決算の歳入につきましては合計3億3,847万4,630円、対前年度比6.1%の減、歳出は合計3億1,185万9,068円、対前年度比6.4%の減となっております。

次に、122ページをお開きいただきたいと思います。

仮設津島診療所の診療状況につきましては、外来、計、実人数が671人、延べ人数4,082人、診療収入3,474万5,777円となっております。

次に、123ページをお開きください。

浪江診療所の診療状況につきましては、外来、計、実人数が2,201人、延べ人数6,547人、診療収入3,258万1,228円となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 次に、令和6年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、主要な施策の成果でご説明申し上げます。

5ページにお戻りいただきご覧いただければと思います。

区分の事業会計3段目になります工業団地造成事業特別会計でございますが、歳入が603万9,000円、歳出が0円、歳入歳出差引残額が603万9,000円となります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 次に、令和6年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 主要な施策の成果124ページをお開きください。

令和6年度介護保険事業特別会計決算歳入歳出の状況は、歳入総額28億4,659万1,075円、歳出総額26億9,595万2,701円で、前年度と比較して歳入が1億1,435万6,396円、3.9%の減、歳出が4,800万41円、1.8%の減となっております。

介護保険料及び介護保険サービスの利用者負担については、上位所得者層を除き免除となっており、特例補助金により諸支出金として負担しております。

125ページをお開きください。

介護認定審査会、事業費1,351万4,234円、双葉地方広域市町村圏組合介護認定審査会において、双葉郡8町村の審査判定業務を行っております。令和6年度新規認定及び更新認定の審査会は77回開催され、2,234件の審査判定を行い、そのうち浪江町分は466件となっております。県外等の避難者については、原発避難者特例法により避難先の市町村で認定業務を行っております。

次に、認定状況ですが、令和6年度末の要介護・要支援認定者数は1,356名で、前年度と比較しまして12件の増となっております。

126ページをお開きください。

介護保険給付事業、事業費20億7,567万5,095円です。

被保険者の状況は、令和6年度の第1号被保険者は6,153名、前年度と比較して59名の減となっております。

次に、サービス給付者の状況は、令和6年度の要介護・要支援サービス給付者は1,182名、47名の減となっております。

127ページをお開きください。

介護サービス別保険給付の状況です。介護給付費合計は20億7,567万5,095円で、前年度と比較して4,775万2,470円、2.2%の減となっております。

128ページをお開きください。

地域支援事業で、事業費は1億446万265円です。総合事業受給者の状況については、介護予防ケアマネジメント1,395名、109名の増、訪問型サービス843名、80名の増、通所型サービス1,665名、20名の増となっております。

一般介護予防事業と包括的支援事業・任意事業には、町と地域包括支援センターが記載してあります各事業を実施しまして、高齢者

の心身の健康の保持と生活の安定のため、地域包括ケアシステム体制を確立し、適切な介護・医療サービスが提供されるよう、包括的に支援をしております。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 次に、令和6年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、主要な施策の成果により説明をさせていただきます。

5ページにお戻りください。

下から3段目が本特別会計でございます。

歳入決算額224万6,000円については、全額繰越金です。

歳出決算額28万4,000円については、主に財産区管理会の報酬並びに旅費等であります。

歳入歳出差引残高は196万2,000円です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 次に、令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） 主要な施策の成果によりご説明いたします。

129ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計と同様に、保険料及び医療費の窓口での一部負担金につきましては、解除区域の上位所得層等を除き減免となっております。

歳入歳出の状況でございますが、歳入合計は1億1,673万5,970円、前年度比6.3%の増となっております。歳入の主なものは、保険料、繰入金及び繰越金でございます。

次に、歳出合計は9,733万8,161円、前年度比7.6%の増となっております。歳出の主なものは、後期高齢者医療制度の保険者である福島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第6、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は、令和6年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では税抜きで総収益22億2,710万8,000円、総費用12億3,585万5,000円となり、当年度においては9億9,125万3,000円の利益となりました。

次に、資本勘定では、税込みで収入総額18億3,716万4,000円、支出総額20億3,759万9,000円、2億43万5,000円の不足額が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等により補填したところです。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 決算書によりご説明いたします。

14ページをご覧ください。

令和6年度水道事業報告書でございます。

1、概況の（1）総括事項、2段落目をご覧ください。

現在、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故の影響による人口減少、産業団地整備等の復興事業等により、水需要が大きく変化する中、昭和49年の第1次拡張時に整備した施設等の集中的な更新時期を迎えるにあたり、適切に更新していく必要があります。こうした状況を踏まえ、令和2年度から進めてきた小野田取水場建設工事及び小野田配水場建設工事、小野田送水管布設替工事が令和7年3月末で完了しました。

持続可能な水道事業を目指し、令和5年度から6年度にかけて策定に取り組んでいたアセットマネジメント計画が完成しました。その策定作業における過年度資産の確認の際に誤謬を発見したため、令和6年度において減価償却や長期前受金の修正を行いました。今後は、本計画に基づく維持管理と設備更新を適切に実施し、安定的な水道事業経営に取り組んでまいります。

主な3つの取組についてご報告いたします。

①安定給水については、放射性物質24時間モニタリング検査、福島県による水道水放射性物質モニタリング検査、水道法に基づく水質検査、P F A S等の全項目において基準値内となっております。安全でおいしい、高品質な水道水を実感していただくため、町内外で開催されるイベントに参加し、ナミエウォーターの販売促進とイメージアップ活動を行いました。

②人材育成については、施設の耐震化や管路の更新を着実に進めるとともに、日常の施設管理を適切に行い、施設の長寿命化を図るため、専門分野に携わる技術職員の確保と、公営企業会計の適切な事務処理に必要な研修、外部支援体制との連携強化に努めています。

③財政基盤については、前年度に比べ町内で民間アパートの建

設・入居が進み、給水量が増えたことから営業収益も増加しておりますが、福島第一原子力発電所事故の影響によって、震災前の料金収入から大幅な減収となっており、国県補助金の活用や経費削減に向けた経営努力を行うとともに、施設の統廃合に向けた企業債の適切な発行により安定的な財政運営に努めました。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴う令和5年度給水収益の減収分2億2,129万8,656円について、東京電力ホールディングス株式会社と合意し、令和6年度の水道事業の収入としております。

次のページをご覧ください。

(ア) 給水状況については、事業再開等により、給水件数は2,562件で、前年度より115件の増加、有収水量は36万7,969立方メートル、前年度に比べ1万2,417立方メートル増加しました。

(イ) 施設整備事業については、安全・安心な水道水を供給することを目指し、復興事業、老朽管更新、耐震化事業を計画どおり実施していますが、これまで以上に効率的・効果的に水道整備事業を推進するとともに、将来の水需要に応えるため、令和5年度から管網モデルに基づく基幹管路更新工事を実施しております。

16ページ、(エ) 財政状況をご覧ください。

収益的収支です。収益的収支とは、1事業年度における企業の営業活動に伴い発生する収入と支出をいいます。税抜きで収入は、営業収入が1億1,785万5,507円、前年度から1,488万4,599円増加しました。営業外収益は3億8,268万601円、前年度から2,265万468円の減少となりました。

支出は、営業費用4億7,242万9,195円、1億6,295万8,515円の増加、営業外費用2,053万4,125円、388万7,992円の増加となりました。

なお、長期前受金の修正により特別利益は17億2,657万2,683円、減価償却の修正による特別損失は7億4,289万2,227円となり、当年度純利益は9億9,125万3,244円となりました。

次に、資本的収支です。資本的収支とは、将来の営業活動を行うための町施設の建設・更新をするための費用、企業債の元金償還などの支出とその財源となる収入となります。税込みで収入総額18億3,716万4,000円、支出総額20億3,759万9,132円で、差引き2億43万5,132円の不足が生じましたが、その全額を損益勘定留保資金等で補填したところでございます。

次に、6ページの損益計算書をお開きください。

7ページ、下から4行目、当年度純利益をご覧ください。

当年度は、収益から費用を差し引いた結果、9億9,125万3,244円の利益となりました。

次に、8ページの下段にあります、剩余金処分計算書（案）をご覧ください。

一番右の列、未処分利益剰余金の当年度末残高9億9,125万3,244円につきましては、資本金の組入れ1億236万6,203円、減債積立金に2億3,888万7,041円、建設改良積立金に4億2,000万円、利益積立金に2億3,000万円を積み立てるものです。

次に、10ページ、貸借対照表をお開きください。

令和7年3月31日時点における資産の状況及び負債、資本の状況を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、22ページをお開きください。

4、会計、（1）重要契約の要旨には、契約額が2,000万円以上の契約について記載しております。

続きまして、（2）企業債及び一時借入金の概況につきましては、企業債について記載しております。

一番下の計をご覧ください。

前年度末残高11億2,474万8,540円、本年度借入額5億円、本年度償還額4,051万966円、本年度末残高15億8,423万7,574円です。

参考資料といたしまして、25ページに水道事業会計キャッシュフロー計算書、26から28ページに収益費用明細書、29ページに資本的収支明細書、30、31ページに固定資産明細書、32、33ページに企業債明細書がございますので、後ほどご確認ください。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第7、認定第3号　浪江町公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　認定第3号　浪江町公共下水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は、公営企業会計の適用後初となる浪江町公共下水道事業会計決算です。

令和6年度の収益勘定では、税抜きで総収益4億4,785万6,000円、総費用4億3,740万8,000円となり、当年度においては1,044万8,000円の利益となりました。

次に、資本勘定では、税込みで収入総額1億2,481万2,000円、支出総額2億4,000万8,000円、1億1,519万6,000円の不足額が生じましたが、当年度損益勘定留保資金等により補填したところです。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 決算書によりご説明いたします。

14ページをご覧ください。

令和6年度公共下水道事業報告書でございます。

1、概況の（1）総括事項、下水道事業は、町内の公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、雨水等からの浸水を防除することを大きな目的とし、ライフラインとしての機能向上を図るため、事業を実施してきました。

また、令和6年度から農業集落排水区域だった高瀬処理区を下水道処理区に統合し、より効率的に汚水処理を行うことができるようになっております。

あわせて、令和6年4月1日から地方公営企業法を適用し、発生主義に基づく複式簿記での経理を行い、財務諸表等を作成することで、財政状況や経営状況を的確に把握することができるようになっております。

令和6年度は、下水道事業の計画的な点検、修繕、更新を実施していくため、浪江町公共下水道ストックマネジメント計画方針を改定しました。全国的に老朽化した下水道による事故が増加しておりますが、事故の未然防止のため、適切な維持管理、修繕、更新に努めてまいります。

令和6年度の主な2つの取組についてご報告します。

①人材育成については、施設の設備等の老朽化に伴い、多額の更新費用を要することから、施設整備等の更新を着実に進めるとともに、日常の施設管理を適切に行い、施設の長寿命化を図るため、専門分野に携わる技術職員の確保と公営企業会計の適切な事務処理に必要な研修、アドバイザリー業務の活用等の外部支援体制の強化に努めています。

②財政基盤については、排水区域内の民間アパート等の建設が増えたことにより、下水道事業収益が増加しておりますが、福島第一原子力発電所の事故の影響によって震災前の下水道使用料収益には達していないため、国県補助金の活用や経費削減等の経営努力を行い、安定的な財政運営に努めました。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴う令和5年度下水道使用料収益の減収分6,511万613円について、東京電力ホールディングス株式会社と合意し、令和6年度の下水道事業の収入としております。

(ア) 排水状況については、アパート等の入居等により排水件数は1,741件で、前年度より121件増加しました。有収水量は23万8,582立方メートルと、前年度と比べ1万3,003立方メートル増加しました。

(イ) 3町共同発注については、汚水処理施設の維持管理を浪江町・富岡町・双葉町の3町共同で、令和6年度から8年度の3年間の長期契約を行っております。施設の維持管理のほか、緊急時対応、水質管理等を民間業者へ委託し、効率的な維持管理を行っております。また、これまで町が行っていた小修繕等も包括民間委託することで、安定的な事業運営とコストの削減をしております。

(ウ) 令和7年3月31日時点の施設の現況については、旧農業集落排水区域の統合により、処理場は浪江浄化センター1か所となっております。

(エ) 財政状況については、収益的収支は、税抜きで総収益4億4,785万6,736円、総費用4億3,740万8,053円で、差引き当年度純利益は1,044万8,683円となりました。

資本的収支は、税込みで収入は1億2,481万2,400円、支出は2億4,000万7,858円で、差引き1億1,519万5,458円の不足が生じましたが、その全額を損益勘定留保資金等で補填したところでございます。

次に、6ページ、損益計算書をお開きください。

7ページ、下から4行目、当年度純利益をご覧ください。

当年度は、収益から費用を差し引いた結果、1,044万8,683円の利益となりました。

次に、8ページの下段にあります剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

一番右の列、未処分利益剰余金の当年度末残高1,044万8,683円につきましては、そのまま翌年度に繰り越すものです。

次に、10ページ、貸借対照表をお開きください。

資産の状況及び負債、資本の状況を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続いて、21ページをお開きください。

4、会計、（1）重要事項の要旨には、契約額が1,000万円以上の契約について記載しております。

続きまして、（2）企業債及び一時借入金の概況には、企業債について記載しております。

一番下の計をご覧ください。

前年度末残高12億2,558万5,738円、本年度借入額480万円、本年度償還額1億7,569万8,558円、本年度末残高10億5,468万7,180円です。

参考資料といったしまして、25ページに下水道事業会計キャッシュフロー計算書、26から28ページに収益費用明細書、29ページに資本的収支明細書、30、31ページに固定資産明細書、32から35ページに

企業債明細書がございますので、後ほどご確認ください。
説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） ここで、10時30分まで休憩といたします。
(午前10時13分)

○議長（山本幸一郎君） 再開します。
(午前10時30分)

○議長（山本幸一郎君） ここで、浪江町から決算審査等の結果に関する意見をお願いします。
代表監査委員。

○代表監査委員（宮口勝美君） では、意見書を申し上げます。
7浪監第8号、令和7年8月12日、浪江町長吉田栄光様。
浪江町監査委員宮口勝美、同紺野豊。
令和6年度浪江町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書並びに健全化判断比率審査意見書について。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和6年度浪江町歳入歳出決算、証書類、その他政令で定める書類、同法第241条第5項の規定により、令和6年度基金運用状況、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和6年度浪江町歳入歳出決算審査意見書。

1、審査の対象。浪江町一般会計歳入歳出決算書、浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算書、浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算書、浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書、浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算書、浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

附属書類。浪江町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2、審査の期間。令和7年7月11日から令和7年7月25日まで。

3、審査の方法。審査に付された決算書等に基づき、各課により整理された関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果を参考としながら計数の確認照合を行い、かつ、予算の執行状況について審査を行った。

4、審査の結果。一般会計及び特別会計の審査に付された決算書等は、関係法令等に準拠して作成され、掲げられている計数は関係書類といずれも符合し、正確なことが認められた。

次に、決算から見た予算執行の状況について、以下、各会計ごとにその意見を記述するとする。

総括、1、財政収支の状況。一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額391億6,026万1,000円、前年度比101%、歳出総額368億1,946万円、前年度比106%で、形式収支は23億4,080万1,000円の黒字決算となった。

各会計の形式収支は、一般会計では19億2,897万5,000円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業会計ほか6会計の合計は4億1,182万6,000円となり、各会計とも黒字決算となった。

また、一般会計では、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支8億3,866万7,000円から前年度実質収支を差し引いた額に、黒字要素である財政調整基金積立金を加えて積立金取崩額を差し引いた実質単年度収支は、2億3,244万7,000円の赤字決算となった。

一方、特別会計全体では、実質収支4億1,182万6,000円から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は4億9,536万3,000円の赤字となった。その内訳は次表のとおりでございます。

次に、一般会計について申し上げます。

1、総括、予算決算の概要。

最終予算現額は、当初予算額318億2,600万円から補正予算額17億75万5,000円を減額し、前年度からの継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額39億7,643万4,000円を合わせ、341億167万9,000円となった。

決算収支は、歳入歳出差引額が19億1,897万5,000円となったが、翌年度へ繰り越すべき財源10億9,030万8,000円を差し引いた実質収支額は8億3,866万7,000円となった。

2、次に、財政構造を分析した指標は、次表のとおりとなっています。

経常収支比率83.9%、1.5%の減、財政力指数が0.41、前年度比0.01%の減、実質収支比率15.9%、1.3%の増、実質公債費比率0.9%、0.9%の減となっています。

財政構造に関する指標等の状況を見ると、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は1.5ポイントの減となりました。震災以降、町税等の経常一般財源が確保できない状況が続き、数値は依然として高い推移となっています。

実質公債比率については、前年度より0.9ポイント減少しました。今年度も地方債の発行許可の基準である18.0%を下回っており、健全な傾向であります。これは震災に伴い発生した特殊な状況によるものであることを再認識し、今後は町税を中心とした自主財源がますます減少していくことが想定されるため、町財政運営が停滞することのないよう、将来を見据えた具体的な計画を立て、健全な状況を保たれたい。

歳入について、1、一般会計の歳入決算額は322億9,835万3,854円であり、前年度決算額に比較して15億3,685万8,032円、5.0%増加しています。主なものは、国庫支出金、地方交付税、繰入金、県支出金、繰越金、町税、諸収入、地方消費税交付金などがあります。

調定額に対する収入率は97.6%で、昨年度と同率となりました。

3、収入未済額は7億8,725万1,547円で、前年度収入未済額7億4,170万2,045円と比較して4,554万9,502円、6.1%増加をしております。収入未済額の主な理由として、翌年度繰越事業の特定財源が未収入のほか、町税及び災害援護資金回収金、保育料助成金返還金の未回収によるものがありました。

不納欠損額は21万2,224円で、前年度不能欠損額90万6,864円に比較して69万4,640円、76.6%減少しています。不能欠損額の内訳は、町税で19万2,624円、使用料及び手数料で1万9,600円となっています。

なお、各款ごとの内容については、資料を確認お願いしたいと思います。

次に、歳出について申し上げます。

一般会計の歳出決算額は303億6,937万8,920円であり、前年度決算額に比較して26億5,206万1,623円、9.6%増加しています。増加率の高いもの、主なものは、労働費、衛生費、農林水産業費であります。一方、減少率の高い主なものは、災害復旧費、消防費、教育費などありました。目的別歳出決算額の構成比で高いものは、総務費、農林水産業費、土木費、衛生費などがありました。

今年度決算における翌年度繰越額は28億1,536万6,000円となっています。これは、各事業が継続、繰越明許事業として翌年度へ繰越しとなったことによるものであります。

継続事業の主なものは畜産施設建設工事で、繰越明許事業の主なものは一団地整備事業となっています。

次に、不用額は9億1,693万4,080円で、予算現額に対する割合は2.7%と、前年度を0.5%上回りました。

なお、予算執行率は89.1%と、前年度を3.6ポイント上回ってい

ます。

以上が歳出の概況であります、各款別の内容については資料をご参考いただきたいと思います。

次に、特別会計について申し上げます。

こちらは、先ほど申し上げましたとおり、浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計ほか6会計の内容についてであります。主なものについて申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険税の収入済額が5,288万1,850円となり、前年度より1,610万8,681円増加しました。令和6年度においても、国の財政支援により、原発事故に伴う国保税及び医療費の一部負担金の免除措置は、平成28年度に避難指示が解除された区域の上位所得者世帯以外は継続となっています。

収入未済額は783万49円で、前年度より27万3,860円減少しました。滞納繰越分も含めた国保税全体の収納率は87.0%と、前年度より5.2ポイント上回っています。

今後も、税負担の公平性と財源確保、納税の義務の観点から、不能欠損額を最小限にとどめるよう、より効果的な収納業務を調査研究し、滞納の原因を十分に把握した上で滞納整理を進めるとともに、収入未済額についても発生の防止に努め、早期に対応策を講じ、徵収不能とならないよう、さらなる向上を図られたい。

なお、当会計においては、前年度歳計剰余金が2億3,316万7,528円収入されています。来るべき減免措置の終了を待たず、負担軽減措置の検討も進めていただきたいと思います。

あと、飛びまして、浪江町介護保険事業特別会計について申し上げます。

令和6年度においても国の財政支援により、原発事故に伴う介護保険料と介護保険サービスの利用者負担の減免、免除措置は、平成28年度に避難指示解除された区域の上位所得者等以外は継続となっています。

当会計においては、前年度会計剰余金2億1,619万4,729円が収入されました。こちらも来るべき減免措置の終了を待たずに負担軽減措置の検討も進めていただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計についても、こちらも減免措置が継続されておりますけれども、収入未済額が123万3,800円出ております。

次に、財産に関する調書であります、こちらも一覧表に記載をしております各会計ごとに今年度の異動についても記載をしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

基金運用状況の審査意見書については、審査対象が財政調整基金以下21の基金について審査を行いました。こちらも一般会計特別会計審査と同様に、かつ、同様な方法で、同時に、かつ、同様な方法で実施をいたしました。

検査の結果は、基金運用状況報告書に掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認しております。

なお、こちらの基金残高の確認については、5月30日現在の現在額で通帳と合わせておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、令和6年度健全化判断比率等審査意見書について申し上げます。

審査の概要、この審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査の結果、1、総合意見、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

2、個別意見、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、数字が生じませんでした。実質公債費比率については、令和6年度の実質公債費比率は0.9%となっており、長期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っております。是正、改善を要する事項については、特別指摘する事項はございません。

次に、公営企業会計について申し上げます。

7浪監第9号 令和7年8月12日、浪江町長吉田栄光様。

浪江町監査委員宮口勝美、同紺野豊。

令和6年度浪江町公営企業会計決算審査意見書及び資金不足比率審査意見書について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和6年度浪江町公営企業会計決算、証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和6年度浪江町公営企業会計決算審査意見書。

1、審査の対象。浪江町水道事業会計決算書、浪江町公共下水道事業会計決算書。

附属書類。浪江町水道事業報告書、浪江町水道事業会計決算参考書、浪江町公共下水道事業報告書、浪江町公共下水道事業会計決算参考書。

2、審査の期間。令和7年7月25日。

審査の方法。審査に付された決算書等に基づき、住宅水道課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合調査するとともに、細部については関係職員の説明を聴取しながら各計数が正確であるか等について審査を実施した。

4、審査の結果。審査に付された決算書等は、関係法令等に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、正確なことが認められた。

なお、各事業会計の内容については、次のとおりであります。

水道事業会計。

事業の概要については、給水状況について、給水件数は2,562件で、昨年度より115件増加しています。年間排水量は98万8,454立方メートルで、前年度より2万366立方メートル増加しました。また、有収水量は36万7,969立方メートルと、前年度に比べ1万2,417立方メートル増加しました。

水質の安全・安心については、放射性物質24時間モニタリング検査及び福島県による水道水放射性物質モニタリング検査、水道法に基づく水質検査において、いずれの項目も基準値以内となっています。

また、安全でおいしい高品質な水道水を実感していただくために、町内外で開催されるイベントに参加し、NAMIE WATERの販売促進とイメージアップの活動を行いました。

イ、施設整備事業。急増する復興事業及び老朽管更新、耐震化事業を計画どおり実施していますが、これまで以上に効率的、効果的に水道整備事業を推進し、将来の水需要に応えるため、令和5年度から管網モデルに基づく基幹管路更新工事を実施しています。

ウ、収納状況。本年度の給水収益は8,586万890円で、収納率は97.78%となりました。

次に、予算の執行状況ですが、今年度は営業外収益、それから特別利益、特別損失といった項目が大きな構成比を占めています。これは令和5年度から策定されて作成に取り組んできたアセットマネジメント計画が令和6年度に完成したのですが、その際に、過年度試算の誤謬を発見したため、令和6年度において減価償却及び長期前受金の修正を行ったために出たものであります。

次に、公共下水道事業会計について報告します。

事業の概要。

ア、排水状況であります。令和6年度末の排水件数は1,741件で、昨年度より121件増加しました。年間処理水量は39万3,950立方メー

トルで、前年度より1万2,483立方メートル増加しました。また、有収水量は23万8,582立方メートルと、前年度に比べ1万3,003立方メートル増加しました。

イ、3町共同発注。汚水処理施設の維持管理については、当町を含む近隣の3町、浪江町、富岡町、双葉町で共同発注し、令和6年度から8年度の3年間で長期にわたる契約を行いました。施設の維持管理のほか緊急時の対応、施設管理等を民間業者に委託し、効率的な維持管理を行っております。なおかつ、民間委託とすることで、これまで町が行っていた修繕等も業務委託し、安定的な事業運営とコストの削減につながっています。

収納状況は、今年度の下水道の使用料は5,541万7,100円で、収納率は97.36%となっております。

令和6年度浪江町公営企業会計基金不足比率審査意見書、水道事業会計、公共下水道事業会計について。

審査の概要は、この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施をしました。

2、審査の結果。総合意見、水道事業会計、公共下水道事業会計とともに、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見としては、資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業会計ともに令和6年度の資金不足比率は生じませんでした。したがって、特に指摘する事項はありません。

むすび。

町の財政状況は、健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率がいずれの数値も国が定める長期健全化基準、または経営健全化基準を下回り、収支均衡の取れた財政運営が図られているものと評価しますが、依然として震災による特殊な状況が続いています。

決算状況を見ると、一般会計と特別会計を合わせた決算額は、前年度に比べ歳入が1.0%の増加、歳出が5.8%の増加となり、復興関連事業が本格化した状況が続いています。執行率は89.9%で、実質収支は黒字決算でありました。

歳入では、国庫支出金、地方交付金、交付税、繰入金、県支出金の合計が全体の8割以上を占め、依然として実質的な自主財源の確保が厳しく、震災復興に関連する震災復興特別交付税や国庫補助金等への依存が高い状況にあります。

歳出では、町内の生活環境の充実や帰還促進のための事業、産業の再生や雇用の場の創出に向けた事業、町民の安全・安心の確保に努めるとともに、町民同士のつながりの維持や再生、震災の経験を後世に残すための事業が展開されました。

今回の決算審査では、おおむね適正に処理されていると認められましたが、以下、何点か意見としてまとめましたので申し上げます。

1、歳入について。

雑入の歳入未済額は保育料助成金の返還金の未納が350万円弱、農業担い手確保補助金返還金で10万円弱などが主なものでありました。辛抱強く回収に努めていただきたいと思います。

2、歳出について。

予算の流用は5件ほどありましたが、そのうち3件は自動車重量税に係るもので、予算要求の段階で確認しておくべき事項であり、対応を検討していただきたいと思います。

介護保険特別会計では、利用者負担軽減支援事業費において、3月補正で減額した後に予備費を充当して支払いをするという事象がありました。通常では考えられないことありますが、担当者の異動により慣れていないこともあり起った事象であったという説明がありました。これに限らず、全課において担当者任せにせず、しっかりと伝票のチェックをし、過ちをなくすよう努めていただきたいと思います。

また、出納閉鎖期間内に支払いができず過年度支出となった案件が1件発生しました。完全なケアレスミスと思われますが、相手があることであり、迷惑甚だしい内容あります。二度と起こさないよう注意を喚起しておきます。

3、財産に関することについて。

財産台帳については、年度内の土地、建物の増減が各課ごとに分かりやすくなり、非常に見やすくなりました。

4、随意契約入札について。

随意契約台帳に記入漏れが多く、監査当日、差替えが多数ありました。監査委員へ提出する前にしっかりとチェックした上で提出をお願いしたいと思います。

入札台帳では、計画策定業務委託、庁舎測量設計業務委託等で落札率が5割を切るような案件が見られました。適切な入札の結果とはいいうものの、多少の違和感を感じる内容がありました。

随意契約に関しては、特に契約変更の理由と時期、契約金額に注目をしました。議会の議決を必要としない委託契約において、工期の完了間際に契約額の増額が行われる事例が数件見られました。

内容的に見て、契約変更せずに事業を遂行し、精算的に契約変更しているような印象を持つてしまいます。もう少し余裕をもって契約変更を行うよう心がけていただきたいと思いますし、事業発注に際して適切な仕様数量、これをきちっと提示するように努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本幸一郎君）　日程第8、議案第60号　双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第60号　双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災並びに原子力発電所事故に伴い、災害弔慰金支給の審査会を双葉地方町村会に設置し認定業務を行っておりますが、審査件数の減少と近年の地震や豪雨による自然災害が多発していることも踏まえ、災害弔慰金審査会の設置及び運営に関することを共同事務に追加するため、規約の変更をするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第9、議案第61号　浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第61号　浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更に伴い、所要の改正を行うものです。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、議案第61号を資料によりご説明をいたします。

議案集の8ページをご覧ください。

1、改正の趣旨。第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更に伴い、第2期復興・創生期間の次の5年間である令和8年度から令和12年度までを第3期復興・創生期間として位置づけられたことにより、条例の施行期限を延長するため所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容。条例の施行期限を令和8月31日から令和13年3月31日まで5年間延長するものでございます。

3、施行期日。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第10、議案第62号　浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第62号　浪江町税特別措置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令等が改正されたことに伴い、浪江町税特別措置条例の一部改正を行うものです。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　それでは、議案第62号資料によりご説明いたします。

11ページをご覧ください。

2、主な改正の内容でございます。

第4条の2、地域経済牽引事業促進区域における課税免除において、課税免除の対象となる固定資産の取得期間について、令和7年3月31日までであるものを令和10年3月31日までに延長するものでございます。

次に、第5条、原子力発電施設等立地地域における不均一課税において、不均一課税の対象となる固定資産の取得期間について、令和7年3月31日までであるものを令和9年3月31日までに延長するものでございます。

次に、下の表には制度概要といたしまして、それぞれの区域、対象事業、制度適用後の固定資産税等を記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

3、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の浪江町税特別措置条例の規定は令和7年4月1日から適用するとしたものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第11、議案第63号　浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君） 議案第63号 浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、特定復興産業集積区域における町税の課税免除の適用期限を延長するため、所要の改正を行うものです。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 議案第63号資料によりご説明いたします。

15ページをご覧ください。

2、改正の内容でございます。

第2条、課税免除において、課税免除の対象となる固定資産の取得期間について、令和7年3月31日までであるものを令和8年3月31日までに延長するものでございます。

下に表を記載しております。

制度概要といたしまして、区域、対象事業、制度適用後の固定資産税等の状況を記載しておりますので、そちらも後ほどご確認いただければと思います。

次に、3、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するとしたるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第12、議案第64号 工事請負契約の締結について（产学研官連携施設建築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君） 議案第64号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、产学研官連携施設建築工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北工業建設株式会社代表取締役、戸川聰と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。

17ページをお開きください。

- 1、契約の目的、产学官連携施設建築工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字北深町地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、18億7,000万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1億7,000万円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社代表取締役、戸川聰。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和8年7月31日となっております。

次のページ、18ページの資料1をご覧ください。

本工事の工事概要及び配置図となってございます。本工事は、貸事務所機能施設を整備することで、企業の新事業への取組や大学などの研究、人材育成を一体的に進め、町内での新たな産業を長期的に生み出す環境づくりを図るものでございます。

場所は浪江小学校の跡地に整備するものでございます。

資料左に記載の建築工事概要でございますが、木造2階建て、延べ床面積2,985.64平方メートルの建築工事を行います。

19ページの資料2をご覧ください。

建物1階平面図でございます。レンタルオフィス9部屋に加え、製品の組立てなどを行う多目的工房、会議室を含むフリーワークスペースを設けております。

20ページの資料3をご覧ください。

建物の2階平面図でございます。レンタルオフィス15部屋に加えて会議室を設けております。レンタルオフィスは、1階、2階合わせて全体では24部屋になるところでございます。

21ページ、22ページの資料4、資料5につきましては施設の立面図でございます。南側を正面入り口としております。

23ページの資料6をお開きください。

パース図でございます。ガラス窓により彩光を取り入れる構造としております。

24ページの資料7をご覧ください。

本契約に係る入札結果については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第13、議案第65号　工事請負契約の締結について（产学官連携施設電気設備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君） 議案第65号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、产学官連携施設電気設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった有限会社浪江電設代表取締役、阿部雅彦と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。

25ページをお開きください。

- 1、契約の目的、产学官連携施設電気設備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字北深町地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、3億2,450万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,950万円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小野田字下川原41番地、有限会社浪江電設代表取締役、阿部雅彦。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年7月31日となってございます。

26ページ、資料1をご覧ください。

本工事は、产学官連携施設の電気設備工事になります。ニアリーゼブを取得して、環境への負荷を低減した設備設計としております。

資料1、全体配線図にありますとおり、施設北側より電気及び通信を引き込む予定となってございます。

27ページ、資料2が1階部分の電灯図、28ページ、資料3が1階部分のその他電気設備の図面となっており、図面のとおり電灯、監視カメラ、館内スピーカーを配置することとなっております。

29ページ、資料4が2階部分の電灯図、30ページ、資料5が2階部分のその他電気設備の図面となっており、図面のとおり電灯、監視カメラ、館内スピーカーを設置いたします。

31ページの資料6でございますが、太陽光発電の設備図面になります。太陽光パネル204枚を設置して、施設の維持管理に係る電気の一部を賄います。

次に、32ページの資料7をご覧ください。

本契約に係る入札結果については、記載のとおりでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします

す。

○議長（山本幸一郎君）　日程第14、議案第66号　工事請負契約の締結について（産学官連携施設機械設備工事）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第66号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、産学官連携施設機械設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社小黒設備工業代表取締役、小黒陽子と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　それでは、議案書によりご説明いたします。

33ページをお開きください。

- 1、契約の目的、産学官連携施設機械設備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字北深町地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、2億3,281万5,000円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,116万5,000円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬迫197番地、株式会社小黒設備工業代表取締役、小黒陽子。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和8年7月31日となっております。

34ページ、資料1をご覧ください。

本工事は、産学官連携施設の機械設備工事になります。資料1は建物の機械設備全体配置図でございます。配置図のとおり、施設東側の既設給水・配水管に接続をいたします。

35ページの資料には、建物1階部分の空調設備、36ページ、資料3は同じく1階部分のその他主な機械設備の図面となっております。

37ページの資料4は2階部分の空調設備、38ページの資料は2階部分のその他主な機械設備の図面となってございます。

次に、39ページ、資料6をご覧ください。

本契約に係る入札結果については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第15、議案第67号　工事請負契約の締結について（さけ採捕施設整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第67号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、さけ採捕施設整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君）　それでは、議案書により説明いたします。

議案集40ページをお開きください。

1、契約の目的、さけ採捕施設整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字北幾世橋字荒井前地先。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億7,280万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地

2、横山建設株式会社代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、議会の議決を得た日から令和9年3月31日となってございます。

本工事は、さけ採捕施設であるやな場を再整備するために、各種基礎ブロックなどを設置するものでございます。

まず、41ページ、議案資料1をご覧ください。

本工事の施工計画平面図となります。左下の工事概要の表にありますように、各種基礎ブロックの設置個数はコンクリート造の河床被覆ブロック520個、河床に現場打ちコンクリートとして180.5メートル、同コンクリート上に上段基礎ブロック107個、下段基礎ブロック108個を設置する工事となります。その上に採捕ウライを設置いたします。

続きまして、42ページ、資料2をご覧ください。

こちら、各種基礎ブロックなどの設置位置の断面図となります。

続きまして、43ページ、議案資料3をご覧ください。

各種基礎ブロック設置施工に係る仮設工予定図となります。こちら、令和7年11月から令和8年5月まで、仮設工1基として河川の

左岸側をせき止めで施工する計画となってございます。仮設工2基といたしましては、令和8年11月から令和9年3月まで右岸側をせき止め、同工事を施工する計画となってございます。

最後に、44ページ、議案資料4をご覧ください。

入札状況を記載してございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第16、議案第68号　工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等敷地造成工事）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第68号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、野菜等集出荷貯蔵施設等敷地造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となつた東北工業建設株式会社代表取締役、戸川聰と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君）　それでは、議案書により説明いたします。

議案集45ページをお開きください。

1、契約の目的、野菜等集出荷貯蔵施設等敷地造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字酒田字上原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億725万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社代表取締役、戸川聰。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年3月31日までございます。

本工事は、野菜等集出荷貯蔵施設などの敷地の造成工事を行うものでございます。

46ページ、資料1をご覧ください。

こちら、造成工事の平面図となります。敷地面積が8,819.1平方メートル、施工面積が9,218.1平方メートルとなります。工事概要につきましては、資料右側の表をご参照いただきたいと存じます。参考として、本体建設工事で計画している建物の配置を示しております。

ます。

続いて、47ページ、資料2をご覧ください。

こちら、入札執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第17、議案第69号　物品購入契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）什器備品購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第69号　物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、復興海浜緑地（多目的広場）什器備品購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社双葉事務器代表取締役、志賀祐広と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、生涯学習課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君）　それでは、議案書で説明いたします。

48ページをお開きください。

1、契約の目的、復興海浜緑地（多目的広場）什器備品購入。

2、納入場所、浪江町大字請戸字地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、891万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額81万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野379番地、株式会社双葉事務器代表取締役、志賀祐広。

6、納期、議会の議決を得た日から令和8年3月31日までとなっております。

49ページをお開きください。

議案資料1でございますが、こちらが管理棟の平面図と部屋ごとの備品の一覧表となっております。主なものとして、①風除室が鍵つき傘立て、②のホールがガラスショーケース、③の事務室が片袖デスク、オフィスチェア、収納庫、傘立て。傘立てにつきましては、貸出用クラブをストックするものとなっております。上下昇降式ホワイトボード、④休憩室が会議テーブル、コインロッカー、クラブ立て、⑤の会議室がフラップ天板会議テーブル、演台、回転型ホワ

イトボード、⑥倉庫にはラップ天板会議テーブル、棚・中軽量ラック、会議椅子用台車、⑦のトイレにはサニタリーボックス、⑧にはその他として防滴型ハイパワーウイヤレスアンプ、ワイヤレスマイクロホン、マイクロホンスタンド、折り畳み会議テーブルなどを購入する内容となっております。なお、こちらの備品につきましては、管理棟南側に整備する倉庫に収納する予定となっております。

50ページの資料2は入札執行結果表となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第18、議案第70号　自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第70号　自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）についてご説明いたします。

本案は、自動車事故による損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決に付すべきところ、これを経ずして損害賠償額を決定し和解していたことについて、追認議決を求めるものでございます。

これまで行政上の和解手続に関し誤認があり、今回追認という形で過去の案件もまとめて提案することといたしました。

二元代表制の下、このような提案自体、大変申し訳なく思っているところでございます。

今後は地方自治法の趣旨に沿って議会に適切に提案し、議決を経て和解してまいります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　それでは、議案書によりご説明いたします。

51ページをご覧ください。

まず初めに、経過をご説明させていただきます。自動車事故の和解については、損害賠償金が保険会社から直接相手方へ支払われるため、町予算からの支出がなく、議会の議決が必要ないとの認識から、議会の承認を得ずに和解の手続をしてきましたが、本件の次の議案第71号の物損事故の損害賠償金の支払事務の作業中に、町予算からの支出がなくとも議会の議決が必要なことが判明をいたしました。

今回このような形での上程になりましたこと、ここに深くおわびを申し上げます。

また、今後はさらに法令等の理解を深めて、このようなことのな

いように努めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、本案は資料の残っている過去10年間の和解をした件について確認し、記載をいたしました。事故の件数は、物損事故18件、人身事故1件、人身と物損事故が1件の合計20件です。

議案書には案件の説明について、事故の種類、事故発生日時、事故発生場所、相手方の住所、氏名、事故の概要、損害賠償額、和解事項、和解年月日について案件ごとに記載をしておりますが、読み上げの際は、相手方の住所と氏名については個人情報保護の観点から、記載のとおりと読み上げさせていただきます。

議案書の1の物件事故についてご説明をいたします。

事故の発生日時、平成28年9月23日、午後3時10分頃。

事故発生場所、福島県福島市宮代字向上川原地内。

相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要、右折時に曲がり切れず、相手方のブロック塀に接触し損傷させたもの。

損害賠償額、27万1,080円。

和解事項、本和解成立後は本件に関し一切異議申立て請求を行わない。

和解年月日、平成28年11月14日。

本件以外の19件の案件につきましては、後ほどご確認をお願いをいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第19、議案第71号　損害賠償額の決定及び和解について（追認）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第71号　損害賠償額の決定及び和解について（追認）についてご説明いたします。

本案は、損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決に付すべきところ、これを経ずして損害賠償額を決定し和解していたことについて、先ほどご提案申し上げた議案第70号同様、追認の議決を求めるものでございます。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君）　それでは、議案書により説明をいたします。

59ページをご覧ください。

本案は、にじいろこども園内において起きました物損事故につい

ての損害賠償額を決定し、和解についての追認をいただく案件でございます。

経過を説明いたします。本案は物損事故であり、損害賠償額については保険会社から相手方に直接支払われるのではなく、先に町で相手方に支払ってから、その後、保険から町に振り込まれるため、和解当時、賠償の予算がなく、今回補正予算の作業中に、和解には議会の議決が必要であったことが判明したため、追認をお願いするものです。

本件につきましても、議案第70号同様、深くおわびを申し上げます。

議案の案件をご覧ください。

事故発生日時、令和7年2月13日、午前7時46分頃。

事故発生場所、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。
相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要、浪江にじいろこども園園舎北側に保管していたコンクリートパネル、通称コンパネが風により飛び上がり、当該こども園駐車場に駐車していた相手方車両に衝突し損傷させたものでございます。

損害賠償額、36万円。

和解事項、本和解成立後は、本案件に関し一切異議申立て請求を行わない。

和解日は令和7年7月25日であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第20、議案第72号　調停申立てについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第72号　調停の申立てについてご説明いたします。

本案は、福島第一原子力発電所の事故に起因して町が所有する光ファイバー網の使用利益に関する損害について、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償を求めたものの、支払いに応じないことから、原子力損害賠償紛争解決センターへ調停の申立てを行うに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、議案書によりご説明をいた

します。

1、調停の申立て先、東京都港区西新橋1丁目5番13号、原子力損害賠償紛争解決センター。

2、調停の申立ての相手方の住所及び氏名、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社代表取締役社長、小早川智明。

3、申立ての要旨、町は相手方に対して、福島第一原子力発電所事故に起因して町が所有する光ファイバー網の使用利益に関する損害として算定した4億8,334万5,509円のうち、一部支払いに合意した額等控除すべき額を除いた額及び申立てに係る代理人に要する費用を支払うよう、調停を求める。

4、申立ての方針、（1）弁護士、井上航を代理人と定める。

（2）町は本調停において適当と認める条件で相手方と和解することができる。

続きまして、議案集61ページをご覧ください。

議案第72号資料でご説明をいたします。資料1及び2については、今ほど申し上げたとおりでございます。

3、損害賠償請求額の算出方法、光ファイバー網全体の取得価格に対して、帰還困難区域及び避難指示解除区域に係る延長の割合及び避難指示が出されていた期間割合を乗じて算出しております。

（1）光ファイバー網の取得価格、5億5,276万2,000円。なお、光ファイバー網の供用開始日は、平成23年3月1日であり、供用開始後間もない被災であるため、現価率は100%しております。

（2）光ファイバー網の総延長、18万2,085メートル。

（3）帰還困難区域部分、帰還困難区域部分の総延長は13万9,670.7メートルであり、全体に占める光ファイバー網の長さの割合は76.70631%となることから、帰還困難区域部分に案分される取得価格は4億2,400万3,333円としております。なお、帰還困難区域部分の光ファイバー網は100%使用できなかったこととし、案分された取得価格をそのまま損害額としております。

（4）避難指示解除部分、避難指示解除区域部分、避難指示解除区域部分の総延長は3万2,133.5メートルであり、全体に占める光ファイバー網の長さの割合は17.64752%であることから、避難指示解除区域部分に案分される取得価格は9,754万8,784円としております。

光ファイバー製の通信ケーブルの法定耐用年数が10年を分母としまして、避難指示が出されていたことにより使用できなかった期間である73か月の割合を算出し、それに取得価格を乗じ、損害額を

5,934万2,176円とし、これに帰還困難区域部分として算出した損害額4億2,400万3,333円と合算した4億8,334万5,509円を損害として算出しております。

なお、津波で流出した光ファイバー網も存在しますが、この部分は原発事故により使用不能となったものではないことから、算出の基礎からは除いております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第21、議案第73号　令和7年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第73号　令和7年度浪江町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24億4,446万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を429億5,501万6,000円とするものです。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

議案集70ページをご覧ください。

まず、歳入の主なものからご説明させていただきます。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金3,301万3,000円の減につきましては、交付決定金額の確定によるものでございます。

続きまして、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税7億9,403万8,000円の増につきましては、普通交付税につきましては国の交付決定による増となっており、震災復興特別交付税につきましては福島再生加速化交付金を主たる財源として駅前を整備する一団地事業及び公営住宅整備事業、認定こども園増築事業などの補助裏財源として交付分の増となっております。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金9億2,525万7,000円の増につきましては、主に節1総務費国庫補助金で、今ほど申し上げました駅前一団地事業及び公営住宅整備事業、認定こども園増築事業などの主たる財源となる福島再生加速化交付金、帰還移住等環境整備の増によるものとなっております。

72ページをご覧ください。

款18繰入金、項1特別会計繰入金につきましては、記載の各特別

会計による決算に伴います一般会計の戻入れによる増となっております。同じく、項2基金繰入金、目2浪江町復旧復興基金繰入金3,805万6,000円の増及び次のページ、73ページをご覧ください。

目7浪江町帰還移住等環境整備交付金基金繰入金1億3,077万円の増につきましては、基金型で整備する室原産業団地整備事業、駅前を整備する一団地及び権現堂地区公営住宅整備事業に充当するため、基金からの繰入金を増額するものとなっております。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金6億3,866万6,000円の増につきましては、前年度歳計剩余金となっております。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入2,409万1,000円の減につきましては、主に新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金の減で、国による助成がなくなったことから減額となっております。

74ページをご覧ください。

款21町債、項1町債、目1過疎対策事業債1億530万円の減につきましては、財源調整となっております。

75ページをご覧ください。

ここからは歳出のご説明となります。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費652万1,000円の増につきましては、主に節13使用料及び賃借料において、テレビ受信料として予算を計上しておりますが、こちらについては公用車に搭載されたカーナビゲーションシステムのうちNHKの放送が受信可能なものについては受信契約が必要とされており、今回、調査の結果、未契約が判明し契約が必要であった過年度分及び今年度分の受信料を予算計上しております。なお、国保直診特別会計及び介護保険特別会計においても同様の予算が計上されております。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費16億3,185万5,000円の増につきましては、主に節24積立金において、複数年で整備を予定する駅前の一団地事業及び公営住宅整備事業の財源とするため、福島再生加速化交付金を浪江町復旧復興基金などに積立てをするものでございます。

同じく目7情報管理費3,443万6,000円の増につきましては、主に節14工事請負費において、地デジ再送信システム復旧工事の当初実施箇所を井手地区のみとしておりましたが、国との協議により小丸地区についても今年度の財源の見通しがついたため、事業を追加したものでございます。

同じく目9財政調整基金費4億2,000万円の増につきましては、地方財政法の規定により歳計剩余金の2分の1程度を基金に積み立てるものでございます。

76ページをご覧ください。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費2,175万5,000円の増につきましては、主に節13使用料及び賃借料において、戸籍システムの標準化に伴い、令和8年1月からクラウド運用の予定となるため、長期継続契約しているリース機の残リース分を一括で支払う必要があるため、予算を増額するものでございます。なお、こちらの財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

77ページをご覧ください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 老人福祉費1,217万円の増につきましては、主に節27繰出金において、前年度実績に伴う繰出金の増となっております。

78ページをご覧ください。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目5 認定こども園費1,859万8,000円の増につきましては、主に節14工事請負費において、増築予定の認定こども園のキュービクルの基準改定に伴う変更、照度変更、安全面に係る設備等の変更に伴います増額となっております。

79ページをご覧ください。

款4 衛生費、項3 上水道費、目1 上水道費1,427万8,000円の増につきましては、節14工事請負費において、帰還町民のための井戸整備工事1件分の予算を計上しております。

81ページをご覧ください。

款7 商工費、項1 商工費、目6 企業誘致促進費1億5,558万2,000円の増につきましては、川添及び室原産業団地整備に係る不動産評価、物件移転補償などの予算を計上しております。

同じく目9 駅前商業施設整備事業費2,180万円の増につきましては、駅前商業施設整備に係る追加設計業務委託分による増額となっております。

82ページをご覧ください。

款8 土木費、項4 都市計画費、目2 公共下水道事業費2,043万2,000円の増につきましては、実績に伴います公共下水道事業補助金の増によるものとなっております。

83ページをご覧ください。

款8 土木費、項5 住宅費、目2 住宅整備費3,321万2,000円の増につきましては、主に節12委託料において、権現堂地区公営住宅整備工事管理業務委託料を計上しております。

款10教育費、項2 小学校費、目2 教育振興費1,107万7,000円の増につきましては、G I G Aスクール構想におけるタブレット端末の

整備更新として132台分の予算を計上しております。

66ページにお戻りください。

第2表継続費補正追加でございます。

款8土木費、項5住宅費、事業名、権現堂地区公営住宅整備工事管理業務委託につきましては、公営住宅整備工事に合わせて令和7年度第3四半期から令和9年度まで継続費を設定をするものでございます。

続きまして、第3表繰越明許費補正追加でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、情報通信基盤災害復旧事業につきましては、地デジ難視聴エリアを解消する事業となります。が、今年度当初は井手地区のみの工事を予定しておりましたが、国との協議の結果、小丸地区についても今年度の財源の見通しが立ったため、工事エリアが拡大をしたことに伴いまして、年度内の事業完了が困難となったため予算を繰り越すものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、認定こども園増築事業につきましては、設計の変更に不測の日数を要し、工事契約が遅れることに伴い、年度内の事業完了が困難となったため予算を繰り越すものでございます。

款8土木費、項4都市計画費、事業名、発注者支援事業につきましては、認定こども園増築事業において、工事契約が遅れることに伴いまして、工事監理業務についても年度内の事業完了が見込めないため予算を繰り越すものでございます。

67ページをご覧ください。

第4表地方債補正変更でございます。

記載をしております2事業につきましては、財源調整の結果、限度額を記載のとおりに変更するものでございます。

最後に、85ページは補正予算後の基金の運用状況となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） ここで、午後1時20分まで昼食休憩のため休憩いたします。

（午前1時47分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後1時20分）

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） 先ほど、議案第69号説明で、納入場所のほうを浪江町大字請戸字地内と説明しましたが、正しくは大字請戸地内となります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（山本幸一郎君） 日程第22、議案第74号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君） 議案第74号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,280万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億1,354万1,000円とするものです。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） 予算書事項別明細書によりご説明いたします。

92ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6万4,000円の増につきましては、一般管理費の増額補正に伴うものです。

款7繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金1億5,274万円の増につきましては、前年度歳計剩余金でございます。

次に、93ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費6万4,000円の増につきましては、国保連合会に支払う医療費通知実施の標準化に伴うシステム改修等経費の負担金の補正でございます。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費1,332万2,000円の増につきましては、県に納付する保険事業費納付金の額の決定によるものです。

同様に、次の款3国民健康保険事業費納付金、項2後期高齢者支援金等分127万6,000円の増及び項3介護納付金分30万7,000円の増につきましても、納付額の決定による補正でございます。

次に、94ページをお開きください。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1国保基金積立金9,999万9,000円の増につきましては、歳計剩余金の一部を国民健康保険財

政調整基金に積み立てるものです。

次に、款7諸支出金、項2繰出金、目2一般会計繰出金723万3,000円の増につきましては、前年度事業確定による一般会計繰出金でございます。

最後に、款8予備費として3,060万3,000円を計上してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第23、議案第75号　令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第75号　令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,693万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億8,078万1,000円とするもので

す。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（中野隆幸君）　それでは、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

100ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目3仮設津島診療所繰入金6万5,000円の増並びに目4浪江診療所繰入金25万6,000円の増につきましては、両診療所の管理費の増によるものでございます。

次に、款5繰越金2,661万4,000円の増につきましては、前年度歳計剰余金でございます。

101ページをお開きください。

ここからは歳出の説明となります。

款1総務費、項1施設管理費、目1仮設津島診療所管理費、節13使用料及び賃借料6万5,000円の増並びに目2浪江診療所管理費、節13使用料及び賃借料12万6,000円の増につきましては、先ほど議案第73号において一般会計補正予算の中で、テレビ受信料についての増額補正のご説明がございましたが、本特別会計においてもテレビ受信料の増額をする必要がございまして、公用車に搭載されたカーナビのうちN H Kの放送が受信可能なものについて、今回調査の結果、未契約が判明し契約が必要であった過年度分及び今年度分の

受信料を予算計上しております。

同じく節18負担金、補助及び交付金13万円の増につきましては、咽頭用内視鏡テレスコープの保証に係る負担金及び県保険医協会への負担金を予算計上してございます。

同じく節27繰出金2,661万5,000円の増につきましては、前年度事業確定による一般会計への繰出金でございます。

最後に、款3予備費1,000円の減につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第24、議案第76号　令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第76号　令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,236万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億6,203万6,000円とするものです。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君）　事項別明細書107ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2地域支援事業繰入金309万3,000円の増、同じく目3低所得者保険料軽減繰入金777万円の増、同じく目4その他一般会計繰入金23万1,000円の増は、前年度事業実績による一般会計からの繰入金です。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億5,063万7,000円の増は、前年度歳計剰余金です。

款9諸収入、項1雑入、目1雑入63万5,000円の増は、前年度介護認定審査会実績による返還金です。

108ページをご覧ください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業任意事業費、目1包括的支援事業任意事業費317万円の増は、節12委託料で、地域包括支援センターの職員増による人件費及び事務所移転に伴う賃借料等です。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金8,208万

3,000円の増は、節22償還金利子及び割引料で、前年度事業確定による介護給付費負担金等国県費の精算金でございます。

同じく項3繰出金、目1他会計繰出金2,898万8,000円の増は、節27繰出金で、前年度事業確定による町負担分の介護給付費負担金の一般会計への繰出金でございます。

109ページをご覧ください。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金3,956万5,000円の増は、節24積立金です。

款6予備費832万9,000円の増でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第25、議案第77号　令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　議案第77号　令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,839万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,367万7,000円とするもので

す。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君）　予算書事項別明細書によりご説明いた

します。

115ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

款5繰越金1,839万7,000円の増につきましては、前年度歳計剰余金でございます。

次に、116ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金361万9,000円の増につきましては、前年度事業確定による一般会計繰出金でござい

ます。

最後に、款4予備費として1,477万8,000円を計上してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第26、議案第78号　令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君） 議案第78号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、公共下水道事業、収益的収入2,043万1,000円を増額し、資本的収入2,249万3,000円を増額するものです。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 補正予算説明書によりご説明いたします。

124ページをご覧ください。

3条予算、収益的収入です。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、目2補助金2,043万1,000円の増は、令和6年度公共下水道決算確定による一般会計からの補助金の増となっております。

4条予算、収益的収入をご覧ください。

款1資本的収入、項2国庫補助金、目1国庫補助金2,750万7,000円の減は、社会資本整備総合交付金の配分によるものです。

続きまして、項4企業債、目1建設改良費等企業債5,000万円の増につきまして、国庫補助金の減額等のために新たに借り入れるもので

す。

120ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書です。

事項、ウォーターPPP導入可能性調査業務委託につきましては、令和8年度に予定している当該契約に関する発注者支援業務を含め補助対象となったことから、記載のとおり設定するものです。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第27、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてご説明いたします。

本案は、現在委嘱されている人権擁護委員1名が令和7年12月31日付で任期満了を迎えることから、このたび田中功氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚に努めることを使命とし、今回推薦する田中氏は、高潔な人格と識見を有し、人権擁護委員として適任であり推薦するにふさわしいと考え

ております。

なお、次回の人権擁護委員の委嘱発令日が令和8年1月1日のため、人権擁護委員法第9条に基づき、今回推薦する田中氏の任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第28、同意第6号　特別功労者の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　同意第6号　特別功労者の決定についてご説明いたします。

本案は、今年で第53回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰予定の特別功労者について、浪江町表彰条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

本年は4名の方が該当となります。

紺野榮重氏は、多年にわたり浪江町議会議員として地方自治の発展に寄与されました。その功績は、誠に顕著であります。

玉井康裕氏は、多年にわたり学校医として児童生徒の健康保持及び増進に寄与され、瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

宇佐見忠良氏は、多年にわたり小中学校教諭及び校長として学校教育の振興発展に寄与され、瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

故関根俊二氏は、多年にわたり津島診療所所長として地域医療に貢献されました。また、東日本大震災発災以降は仮設津島診療所所長として避難先において町民に寄り添い、献身的な診療を続けられました。その功績は、誠に顕著であります。

紺野氏においては表彰条例第3条第1項第2号、玉井氏、宇佐見氏、関根氏においては表彰条例第3条第1項第7号に該当しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第29、報告第5号　令和6年度浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　報告第5号　令和6年度浪江町一般会計継続費精算報告書についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定し、令和6年度に終了した継続費に係る精算について、地方自治法施行令第

145条第2項の規定により、別紙精算報告書のとおり報告するものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第30、報告第6号　令和6年度浪江町水道事業会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　報告第6号　令和6年度浪江町水道事業会計継続費精算報告書についてご説明いたします。

本件は、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定し、令和6年度に終了した継続費に係る精算について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙精算報告書のとおり報告するものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第31、報告第7号　一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　報告第7号　一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてご説明いたします。

本案は、一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の令和6年度の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　令和6年度の一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の事業報告並びに収支決算についてご報告いたします。

営業実績としましては、福島県が推進する、双葉地域を学びの場とするホープツーリズムによりまして学生などの団体利用が増加したことや、旅行予約サイト掲載プランの見直しなどにより、宿泊では前年比微増の延べ1万243人、1日平均28.1の方にご利用いただきました。

料理につきましては、宿泊者の喫食の増加や学生などの団体昼食の利用者が増加し、前年比微増の延べ1万8,722人にご利用いただきました。

日帰り入浴につきましては、延べ2万3,555人、1日平均64.5の方にご利用いただき、昨年度より1,787人増加したところでございます。

収支決算の状況につきまして、資料の141ページの正味財産増減

計算書をお開きください。

まずは、経常収益としましては、宿泊、料理、日帰り入浴などの事業収益が1億2,252万1,558円、移住検討者お試し宿泊事業補助金など受取補助金等で504万479円、受取利息等の雑収益が130万490円となり、合計は1億2,886万2,527円、対前年度比910万978円の増となりました。

経常費用としましては、事業費では減価償却費の大幅減となったものの、物価高騰や利用客の増加に伴う食材費仕入れ高をはじめ、食器類の消耗什器備品費、光熱水料費等の増加により、対前年比760万9,367円増の5,963万809円となりました。

続きまして、管理費では、従業員の直接雇用による人件費の大幅増となったものの、資料の142ページの記載のとおり、人材派遣等の外注費が大幅減になったことにより、対前年比475万6,777円の減の8,135万67円となり、経常費用計で1億4,098万876円となりました。

これらを合計しますと、当期一般正味財産増減額はマイナス1,219万1,720円となり、一般正味財産期末残高は2,526万3,926円となり、指定正味財産を含みます正味財産期末残高は5,676万3,926円となりました。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君）　日程第32、報告第8号　一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山本邦一君）　報告第8号　一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてご説明いたします。

本案は、一般財団法人まちづくりなみえの令和6年度の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（山本幸一郎君）　産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君）　令和6年度の一般財団法人まちづくりなみえの事業報告並びに収支決算についてご報告いたします。

資料の147ページをお開きください。

初めに、令和6年度事業報告についてご説明をさせていただきます。

まず、1、道の駅なみえ管理運営事業につきましては、様々な集客イベントの開催により、昨年度同等の59万人余りが来場したこと

による売上の増加と、外注費や消耗品費の経費削減により、若干の増益となったところでございます。

続きまして、2、レンタル事業につきましては、町民主催のイベントへの資機材リースなどの事業が行われました。

続きまして、3、イベント事業については、町のイベント委託事業等の減少により減益となりました。

続いて、148ページをお開きください。

4、地域づくり町内コミュニティ再生支援事業につきましては、自主防災組織の設立に向けた取組や特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う津島地区などの活動支援を行いました。

5、公共施設管理事業につきましては、高齢者雇用の創出を目的とする事業として、主に清掃業務を請け負っており、昨年度同等の受注実績となりました。

149ページをご覧ください。

6、移住・定住窓口事業につきましては、相談窓口運営を行い、令和6年度のまちづくりなみえへの相談件数は166件、そのうち移住者は12名という実績となりました。

7、観光事業につきましては、古民家を使った滞在施設TATSUNO BASEにおいて民泊をスタートさせ、個人、団体と合わせて170人の利用があり、交流人口の拡大が図られました。

150ページをご覧ください。

8、視察事業につきましては、ホープツーリズムによる学生や企業研修などの受入れにより、延べ3,000人を超える来訪者となりました。

続きまして、決算の状況についてご説明をいたします。

資料153ページの決算報告書の損益計算書をお開きください。

まず、経常収益としましては、道の駅事業などにおける売上高が5億5万7,030円、手数料収入が1億249万7,778円、補助金等収入が1,205万6,000円などとなり、経常収益合計で6億1,618万1,711円となりました。

経常経費としましては、道の駅事業などにおける当期仕入れ高が2億3,764万2,200円、期末材料棚卸し高が2,344万5,704円などで、これらを差し引いた売上総利益金額は3億8,279万3,987円となったところでございます。

また、事業費及び管理費につきましては、合計で3億7,465万6,709円となり、これに財務収益や財務費用を合計した当期純利益金額は667万274円となりました。

154ページをご覧ください。

こちらは、今ほどご説明いたしました事業費、管理費合計3億7,465万6,709円の内訳書となっております。

金額が1,000万円以上の主なものを紹介いたしますと、2段目の給料手当から6段目の法定福利費等までの合計2億793万7,548円につきましては人件費となります。

9段目の外注費3,669万3,048円につきましては、イベント時の音響、照明などの資機材費、また、警備員などの費用になります。

続きまして、15段目の旅費、交通費1,042万21円は、主に町の魅力発信や地場産品PRのための首都圏等大都市におけるイベントへの参加に係る出張旅費となります。

19段目の消耗品費1,944万5,913円は、主に道の駅に係る消耗品費用となっております。

21段目の水道光熱費2,959万4,809円は、主に道の駅等水道光熱費となります。

下から11段目、支払い手数料1,306万1,533円につきましては、キャッシュレス決済や銀行振込に係る手数料となります。

下から8段目のリース料1,023万9,452円につきましては、コピー機、レジスター、パソコンなどのリース代等となります。

下から4段目の減価償却費1,041万9,144円につきましては、主に冷凍車や運搬車等、社有車等の償却費となります。

156ページにつきましては、純損益金額の事業別の一覧表となってございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。質疑については17日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

17日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎延会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 本日はこれで延会します。

（午後 1時50分）

9月定例町議会

(第2号)

令和 7 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 7 年 9 月 10 日（水曜日）午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

（第 2 号の追加 1）

追加日程第 1 認定第 3 号訂正の件

出席議員 (12名)

1番	横字史	年君	2番	佐藤勝	伸君
3番	鈴木幸	治君	4番	山本幸	一郎君
5番	紺野豊	君	6番	武藤晴	男君
7番	紺野則	夫君	8番	佐々木茂	君
9番	佐々木勇	治君	10番	半谷正	夫君
11番	松田孝	司君	12番	平本佳	司君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 副 代表 企画 産業 住宅 市街 浪江診 会計管 出納室 生涯学 浪江町公 浪江町図 1番	吉田長榮 町成井長 監査委員 財政課長 振興課長 水道課長 地整備課 診療所事務 管理者兼 室長 習課長兼 民館長兼 書館長 松田孝司	光君 祥君 員勝美君 吉田厚志君 蒲原文崇君 金山信一君 今野裕仁君 長兼 中野隆幸君 長健一君 長岡秀樹君	副 教 務課長 住民課長 農林水產課 建設課長 健康保險課 介護福祉課 教育總務課 長君	町山長邦 育横山長 務課長 戶浪義勝君 民柴野長一 農業委員會事務局 宮林長薰君 松本幸夫君 木村長順一君 鈴木長清君	長邦一君 志君 兼長 長勝君 志君 長爾君 薰君 夫君 一君 君
--	--	--	---	--	---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 次長
中野 夕華子君 今野 雄一君
書記
岡本 ちり君

◎開議の宣告

○議長（山本幸一郎君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は12人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

○議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

◎一般質問

○議長（山本幸一郎君） 日程第1、一般質問を行います。
一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。
一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は質問席で行います。
なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁とともに簡潔にお願いします。
また、質問は、あくまでも質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは慎むようお願いします。

◇紺野則夫君

○議長（山本幸一郎君） 7番、紺野則夫君の質問を許可します。
7番、紺野則夫君。
〔7番 紺野則夫君登壇〕
○7番（紺野則夫君） 7番、紺野則夫でございます。それでは、通告書のとおり、一般質問をさせていただきます。
質問の第1点は、吉田栄光町政についてであります。
東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所事故から14年が経過しました。当町は平成29年3月31日に帰還困難区域を除き避難解除されたものの、原発事故がもたらした放射線による健康被害に対する影響が強く、健康不安との葛藤が続く毎日であることは言うまでもありません。さらに避難生活が長期化し、町内でのなりわいを取り戻すことの難しさもあり、原発事故以前と同様の生活が成り立つ状況にはなく、浪江町民の大部分はいまだ避難先での生活を選択せざるを得ない状況にあるのも確かであります。

14年前、今は亡き馬場有町長は、全国に避難した町民に対しどこ

にいても浪江町民を掲げ、賠償、教育、地域崩壊、健康問題を様々なところで訴え、決して浪江町民を見捨てることなく奔走してきたものを感じております。さらに吉田数博前町長は、町残しを前面に押し出し、買物環境の整備、企業誘致と奔走してきたものと思います。そして14年が経過し、吉田栄光町政一期目3年が経過した今、浪江町はF-R-E-Iを核とし、駅前開発、企業誘致、そして移住定住の促進と新たなまち社会が構築されようとしております。しかしながら、いまだ帰還困難区域においては荒野のごとく荒れ果て、町民全てが安全、安心できる環境にはないことは事実であります。

そこで、吉田町政1期目3年の中で、町長が思い描いた浪江町復興とは何なのか、お伺いいたします。また1期4年もあと1年となりました。町民の多くは、前にも述べたとおり9割以上の町民は、いまだ町外避難のままでありますけれども、町民全てが今後の浪江町の変貌に期待し、精神のよりどころを浪江町に求めていることは紛れもない事実であります。すなわち、吉田町政に期待するところの表れであります。町は全町民の生命財産を守ることが責務とされております。そこで、町民の生命財産を守ることへの政治姿勢について、人の痛みの分かる吉田町長ならではのお考えをお伺いいたします。

次に、精神的賠償問題についてであります。

一昨年、第5次追加賠償がなされました。この賠償基準は令和4年3月7日、東京電力福島第一原子力発電所事故により避難した住民等が損害賠償を求めた3件の集団訴訟に関して、最高裁判所は国が示す中間指針等の基準を超える賠償を東京電力に命じた控訴審判決に基づいたものであり、私は今までの賠償の差額分だと考えております。そこで町長は5次追補についてどのように捉えているのか、お伺いいたします。廃炉作業も遅々として進まない中、健康不安と経済的不安が交錯し、明日をもしれない日々の暮らしに対する今後の精神的賠償について、国、東電は明確に示しておりません。私は今後について、当然浪江町民に対し全町避難解除まで精神的賠償すべきであることを、6次追補という形で中間指針に盛り込むよう、政府交渉の中で国に対して訴えてまいりました。町長は今後の賠償についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、医療介護費の無料化についてであります。

平成23年3月11日午後2時40分、けたたましい地響きとともに大地震が発生し、津波、原発事故と連鎖的に被害が拡大し、貴い命と今まで築き上げてきた家屋、田畠、日々の暮らししまでも浪江町から全て奪ってしまいました。この世界に類のない原発事故の惨劇によ

り、浪江町を後にしなければならない道理があるものでしょうか。死の恐怖と明日をもしれない避難に対する不安が交錯する中で、お互い励まし合い、生を求めてさまよい、あのとき味わった焦燥感は生涯忘れることはできません。町長は当時県議でありましたけれども、思いは浪江町民、私どもと一緒に私は思っております。

東京電力は、事故の詳細を町に対し通報連絡を怠り、多くの町民は高濃度の放射性物質が降り注いだ津島地区に集団避難を余儀なくされました。さらに国は原発事故を想定したSPEEDI、いわゆる緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能拡散予報をいち早く解析したにもかかわらず、その情報を町にもたらすことはありませんでした。その結果、町民は国、東京電力からの連絡がないまま避難を強いられ、放射線被曝という生涯にわたる健康被害を与えられたことになったことは紛れもない事実であります。

長期化する避難生活が孤独死を生み、家族崩壊を招き、生活困窮者が著しく増加し、ほとんどの町民は経済的不安、健康不安を抱えながら今を生きることが精いっぱいの状況であります。

町民にとって医療費、介護費の無料化の継続は切実なる願いであることは言うまでもありません。しかしながら、国は被災者の現状を無視し、避難解除から10年を目途に財政支援を打ち切ることを決意いたしました。国は原発事故の加害者として被害者に寄り添った財政支援はもちろんのこと、被爆者援護法と同等の恒久的な医療費、介護費の無料化制度を確立すべきであると私は考えております。私は毎年政府交渉の場において、被爆者援護法と同等の恒久的な医療費、介護費の無料化制度を確立すべきだというふうなことを訴えてまいりました。一旦了承した町の立場を考えるに難しいことも承知の上で、あえてお尋ねいたします。町長は町民一人一人に寄り添い、生命、財産を守ることが責務であることから、国に対して決定事項の見直しを求めることがあるのか、そのお考えをお尋ねいたします。

これで第1回の質問は終わります。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 紺野則夫議員のご質問にお答えをいたします。

さきの吉田数博前町長の後を受けて、令和4年8月5日に町長に就任して3年が経過をいたしました。町長就任前は県議会議員としてふるさとの復興に尽力してきたところでありますが、町長という立場に変わり、多くの町民の方々の気持ちを背負い、非常に重い職業になっていると、日々痛感しているところであります。町長就任時から思い描いている復興は、町民の方々が幸せに暮らせる町、子供たちの将来に希望が持てる町をつくることが、私の責務であると

認識しております。また様々な社会変化に耐える持続可能なまちづくりを実現しなければならないと考えております。

私の座右の銘に継往開來という言葉があります。この言葉は先人の事業や伝統を受け継ぎ、発展をさせながら未来を切り開くという意味がございます。現在の浪江町はまだまだ復興の途中ですが、震災以降にまき続けてきた復興の種は徐々に芽を出し始め、少しづつであります。が着実に復興は進んでおります。現在、浪江駅周辺整備事業、福島国際研究教育機構F－R E Iの誘致により、新たなまちづくりの拠点が形成されつつあると同時に、十日市や大せとまつりといったイベントが震災前に近い規模で開催できるようになり、少しづつであります。が姿が見えてまいりました。今後数年で浪江町は劇的に変化が起きますので、私が先頭に立ち、引き続き牽引してまいります。

しかしながら、一口に復興といっても様々な課題が残り、代表的なものとして医療福祉の充実、農林水産業の再生、帰還困難区域の再生があります。第2期復興創生期間も最終年度を迎えておりますが、次の5年間、新たなステージを進む大きな位置づけとなっております。

紺野則夫議員の私に対する質問は、お答えするに非常に大きなものがあります。加えて抽象的ですが、改めて私の姿をひとつお話をさせてください。

昨今、日本各地で豪雨等の自然災害が発生するなど、国民の不安が増す中、我々被災地の実情は国民の記憶から風化をしている、そんな感じ方もしているところであります。私はこの3年間、職員と共に日々一本一本、政策の木を増えているところであります。あの東日本大震災のような震災が来ても、私は植え続けなければなりません。その幾つかの木を代表する木をお話しさせてください。

まず1つは、町内外で暮らす町民を支える木。漁業、農業、林業の一次産業を支える木。教育、福祉、あらゆる行政の充実を図る木。働く場や町の経済を支える事業所や企業誘致、つまり産業を支えるイノベーションの木。駅前周辺などF－R E Iを核とした学園都市構想の木。先人がつくり上げてきた歴史、伝統、足跡を残す木。帰還困難区域をなくし、森林を再生する木。まだまだたくさんありますが、このような木々に気づき、一緒に課題に挑戦し、植え育てようとする方々が共鳴し、住みたい田舎ランキング1位という評価をいただいたものと思っております。町民の帰還政策と移住政策に共通するものであり、移住政策の根幹と考えております。帰還、移住促進の木であります。今現在、議員の皆様や職員全員と復興と次代

を担う多種多様な木を植え続けることが、町の将来の礎となることでしょう。

植え続けるには木々の購入費など、相当の時間と財源がかかり、これらの木々の維持管理も増してまいります。これら財源確保することはもちろんありますが、植える木々の選択や植える時期、順番など、私の課せられた使命であると考えております。将来、これら木々が大きな森となって、この地域を守り育てることが、地方創生、共創、復興の姿、私の描く復興の姿であります。議員初め皆様のご支援とご指導をお願い申し上げ、今後皆さんと一緒に、共に森をつくってまいりたいと考えております。

次に、町民の財産を守ることへの政治姿勢についての問い合わせあります。

震災間もなく、私は捜索のその時間を共有したく、請戸地区に調査に入らせていただきました。あの無残な状況は今でも記憶にあります。その中で、現在の柴栄水産の交差点のところに焼香台がありました。そこに一文がありました。その内容は、生かされている我々がしっかりとここを守り貫いていきます。安心してください。双葉郡内きっての犠牲者の多い本町にあって、多くのご家族が悲しむ中で、恐らくは地元の犠牲になられたご家族が書いたものであろうと、今でもしっかりと記憶に残っております。昨今であれば、生命、財産というおただしであれば、私は命、多くの犠牲になられた、津波で犠牲になられた方々の命、それが私の心に残る大きな出来事であったことをお伝えをしたいと思います。

質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、町民の生命と財産を守ることは、私の政治姿勢の根幹であります。復興を推進する上でも最優先事項と位置づけ、政策判断の基準としています。これまで平成29年3月に旧居住制限区域及び避難指示解除準備区域での避難指示解除、令和5年3月に特定復興再生拠点区域の解除と、様々な節目を迎えてまいりましたが、現在においても町全体の約8割の面積がいまだ帰還困難区域に指定されており、発災から15年が経過した現在においても、帰りたくても帰れない、多くの町民が今でも町外で暮らしている現実を忘れてはならないと、常々思っております。現在、特定帰還居住区域、復興再生計画に基づき、町民が一日でも早く帰還できるよう除染及び生活環境の整備について、関係機関と連携して進めているところです。避難指示解除の進め方については、慎重に町民のご意見を伺いながら進めていかなければならないものと考えております。

いずれにしても、当町は浪江、幾世橋、大堀、苅野、請戸、津島それぞれの地域によって成り立っているものであり、全ての地区が避難指示解除されるまで、帰還、居住環境の整備を含め、複雑多様化する住民ニーズに対応すべく、中長期的な十分な財源確保を引き続き国に求め、安全安心なまちづくりを進めていかなければならぬ、そんな強い政治姿勢を貫いてまいりたいと思っております。

以上であります。そのほかの質問については、担当課長より答弁をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 大きい2番の精神的賠償の1番、一年の5次追補をどのように捉えたのかのご質問にお答えいたします。

中間指針第5次追補は、原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の7つの集団訴訟の確定判決等を踏まえて、4次追補から9年ぶりに見直しがされたものであり、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失、変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害、自主的避難等に係る精神的損害等が追加されました。町としましては、被害実態に見合った中間指針の見直し及びADR和解事例に基づいた直接請求について、強く要望してきたことが形になり、原子力損害賠償紛争審査会の決定に対しましては、一定の評価をしております。

次に、2番、今後の賠償について考え方を問うにお答えいたします。

原子力損害賠償紛争審査会は、中間指針第5次追補において指針はあくまでも目安であり、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害は全て対象になるとしております。町としましてはADRセンター、原子力損害賠償紛争解決センターやNDF、原子力損害賠償・廃炉等支援機構等の関係機関と連携し、賠償に関する情報の周知や相談会の開催を行い、指針に基づき、町民の皆様が個々の事情により受けた損害についても適切に賠償されるよう、支援を継続してまいります。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） 医療介護の無料化について、ご質問にお答えいたします。

医療・介護保険等の窓口負担や利用者負担の免除措置等については、国では被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で終了することとしております。既に避難指示が解除されている被災5市町村においては、免除措置等が終了している状況でございます。見直しの内容につきましては、被災12市町村が国と様々な協議を重ね、苦渋の決

断の上、見直しに至った経過がございます。今後解除予定の区域では見直し内容が未定となっておりますが、免除措置等について既に解除された区域と同様に、十分な猶予期間が設けられるよう、引き続き国へ求めてまいります。

○議長（山本幸一郎君） 7番、紺野則夫君。

○7番（紺野則夫君） 町長の思いをお伺いして、今後浪江町がそのような形で一本一本の木を植えていく。そしてその木が森になり、皆さんのいわゆる木陰になっていくと。非常に安心できる答弁をいただきました。

それと、医療に関する中身については不満ではあります。だけれども、これ国が決定した事項であって町が受けた中身、そういう中身について覆すのも非常に難しいことなのかなというふうに、私は考えております。しかしながら、その覆す中身においても、当然浪江町民が今の現状を見てみると、当然のごとくに医療費、介護費の無料化によって今の生活が成り立っている、そういうふうなことを考えると、当然国に対して、少しでもいいから物を申して、浪江町のいわゆる姿勢を、若干でもいいから国に対して求めていってほしいなというふうな気持ちもあります。賠償については答弁のとおりだというふうに私は思っておりますけれども、やはり賠償に関しても、当然のことながら、少しでも浪江町民の今の生活を国に対して訴える機会があれば、その辺で訴えてまいりたい。これは町も議会も当然一緒となってやらなければならないことなのかなというふうに、私は思っております。

質問でありますけれども、ここで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本幸一郎君） 以上で7番、紺野則夫君の一般質問を終わります。

◇横字史年君

○議長（山本幸一郎君） 次に、1番、横字史年君の質問を許可します。

1番、横字史年君。

[1番 横字史年君登壇]

○1番（横字史年君） 1番の横字史年でございます。議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

なお、質問方法としては通告書に記載のとおり、一括質問で行います。

本日は大きく3つの重要事項を町長並びに教育長、そして関係各位にお伺いしたく存じます。

まず第1に、町長による対外発信の内容と浪江町の未来像についてお伺いします。

浪江町は近年復興の歩みを進めると同時に、再生可能エネルギーの利用や水素の活用、さらには町内企業が携わる大阪・関西万博大屋根リングなど、国内外から注目を集める取組が展開されています。加えてF-R E I や復興牧場、駅前再開発など、多様な施設の完成も期待されております。町長はその代表として、世界各国からの来賓や現職の大蔵、各省庁、県関係者など多方面の方々に対して接遇されていると承知しております。

そこで伺います。町長は浪江町の現状を紹介される際、特にどのような点を強調しておられるのか。また現職の閣僚や各省庁に対して、現状をどのように説明されているのかお聞かせください。

外部から見て浪江町は、水素の先進地域、復興の象徴、もしくはいまだ復興途上の町など、様々な見方があると思います。町としてはどのように評価されたいと考えておられるのかを伺い、町民が現在思っている町の魅力と照らし合わせて、再認識してまいりたいと考えております。特に産業誘致や移住促進の観点からもこの質問は重要であり、町長のお考えを伺いたいと思います。

次に、町長は浪江町の未来像をどのように描いておられるのかについて伺います。

現在進められている政策の発展によって、将来的にどのような産業が育ち、町民はどのような生活を営むことができると思っておられるのか、お答えいただきたいと思います。

町民の中には、産業は確かに発展しそうだが、日々の生活がどう便利になり、浪江町がどのように豊かな町になるのか見えにくいという声も多く聞かれます。町として魅力が高まり、税収が増えた後に、町民生活へどのような具体的恩恵がもたらされるのか、分かりやすくご説明をお願いいたします。

次に、教育長の今後の教育方針について伺います。

なみえ創成小・中学校の校章は、地域から芽吹く若葉、グローバルな視点、浪江の未来へ羽ばたくカモメを象徴しており、6年前に前任の笠井教育長は、この校章を示しつつ、その志を胸に職務にあたられたと承知しております。

そこで伺います。

新たに就任された横山教育長は、現状の学校教育をどのように評価し、どこに課題を見いだし、どのような教育を展開されるお考えかお聞かせください。特に具体的な目標や今後のスケジュールなどもお伺いしたいと思います。

最後に、浪江町における飲食店及び小売店向けの振興施策について伺います。

町内産業の振興を進める上で、飲食店や小売店は地域の日常生活を支えるとともに、来訪者に町の魅力を伝える重要な存在です。まず町として現状どのような施策により、飲食店や小売店の振興を図っているのかお聞かせください。可能な限り網羅的にご説明いただき、現状の課題や今後の方針、検討中の施策などがあれば併せてお答えをお願いいたします。

次に、なみえげんき商品券について伺います。

この商品券の財源とこれまでの実績についてご説明ください。また完売と伺っておりますが、今年度の成果や来年度の継続予定などについてもお聞かせ願います。

以上で1回目の質問を終わります。答弁を求めます。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 横字議員のご質問にお答えいたします。

町長による対外発信内容と町の未来像についてということになります。この質問も非常に重い質問ですが、最近でありますけれども、あの震災当時お世話になりましたサウジアラビア日本大使に本町に来町いただきました。様々な要人の方々がおいででありますけれども、まずは最初に申し上げることは、あの震災事故当時からお世話になった御礼であります。サウジアラビア国にはL P ガス等々、様々なエネルギーの支援をいただいた経過もございます。今現在も非常にこの原発事故の被災地に対して、関心をお持ちしていることも確認ができました。また現職の各省庁、そして現職大臣でありますが、この14年間の歩みの中で、今当町が復興がここまで来ている。その現実、現状をしっかりと見ていただく。そして我々はこの復興の先、議員がおっしゃる未来像について、しっかりとお伝えをしているところであります。その上に立って、幾つか細部について質問にお答えをいたします。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から15年目に入りましたが、そのような中で、私は特に国に対して強くお伝えしていることは、柔軟かつ十分な復興財源の確保であります。被災地はそれぞれ復興の進捗が異なっており、当町においてはF - R E I周辺環境整備を含めた駅周辺整備事業や、持続可能なまちづくり基盤となる民間投資を呼び込む産業団地整備など、第3期目復興創生期間において、本格化していく復興事業を切れ目なく実施していくため、必要な予算額を柔軟な制度の運用を訴えているところであります。

2つ目に、帰還困難区域の再生についてであります。

先に避難指示解除された地域の復興が進む一方で、町の面積の8割を占める帰還困難区域では、今も避難指示が続いております。昨年特定帰還居住区域復興再生計画の認定を受け、既に一部の地域で環境省による除染、解体が始まっていますが、帰還意向が示されない土地、家屋等も含めた帰還困難区域全ての避難指示解除のため、全域での避難指示解除に向けた方針を早期に示すよう、求めているところあります。さらに帰還困難区域の9割が森林となっておりますが、国有林含め民有林、森林の管理方針、様々な課題を解決しながら、この林のなりわいを回復させる、これが帰還困難区域の本町の大きな意義の一つとなっております。これらも強く訴えたところであり、与党提言の第14次提言にこれらが入ったものと思っております。

3つ目に、農林水産業再生に向けた支援についてですが、町の主要産業であった農業の復興に向けては、カントリーエレベーターなど主要施設が完成し、各地区で圃場整備も進み始めております。少しずつですが、農業に取り組む環境が整いつつある一方で、原発事故の除染作業によって、我々の先祖が築き上げてきた、育んできた土、これらは残念なことでありますけれども、表土の除染ということで剥ぎ取られたわけであります。これらをポジティブに考えれば、日本全国を見渡すと、戦後80年になりましたが、日本の農地は化学肥料で追い込まれてきた農地がほとんどであります。このまま化学肥料を追い込んで、農業を100年以上も続けていく。これらに対して疑義を唱える研究者もおられます。そんな中で、私は復興牧場、公設民営でありますが、復興牧場の建設が進められております。表土を剥ぎ取るというような作業は、日本全国見てもこの被災地しかないでしょう。そういう農地を耕畜連携による有機の投入による土壤の回復、これらをしっかりと私は進めていかなければいけない。その思いを関係大臣、閣僚にお伝えをしているところであります。まだまだありますが、引き続き私が先頭に立ち、復興を着実に進め、浪江の未来の復興の姿を現実に、議員皆様と共に進めてまいります。

次に、町長は浪江町の未来について、現在の政策発展によって町にどのような産業が発展し、町民はどのような生活ができるよう考えてていますかという問い合わせをしてあります。

現在町が総力を挙げて進めている復興は、町の最上位計画であり、浪江町復興計画第三次前期基本計画に基づき、進めているところであります。今年度は令和8年度から12年度まで5年間を計画期間とする後期基本計画策定を進めており、これまで各施策、取組を次に

ステップアップさせていく段階に入っているものと考えております。町はこれまで震災前、産業の再生支援はもとより、水素タウン構想の策定やエネルギーの地産地消の取組、最新設備を備えた大規模畜産施設を中心とした耕畜連携、施設間でエネルギーを効率的に融通する駅周辺整備事業、F－R E Iと融合したまちづくりの指針である浪江国際研究学園都市構想の策定など、未来のまちを形づくる柱の一つとして、再生可能エネルギーをまちづくりに取り入れながら、先端産業の誘致を進めてきました。今後はこれらの産業を地域に根づかせ民間投資を呼び込むなど、地域産業が持続的に成長することで居住人口が増加し、税収の安定化、公共サービスの質の向上、子供からお年寄りまで住民一人一人が主役となり、その立場でそれが輝けるよう、活力あるまちとなっていくことを思い描いております。加えてF－R E Iの誘致、我々はかなえました。時々申し上げておりますが、F－R E I研究施設は浪江町だけのものではありませんというお話をいたします。当然、立地町としては大きな責任も抱えております。このF－R E Iは今後2040年の人口減少社会や社会の変化、環境の変化、そして我々の大きな課題となる第一原発の廃炉を含めた様々な地域課題、東北、国内における地域課題、これらについて研究されるものと思っております。実証から実用、産業化、様々な期待が持てます。我々はこのF－R E Iや様々な復興施策、民間投資によるこの浪江町の新たな雇用を含めた経済活動を期待しているところであります。期待するだけでなく、我々行政はどのような形でこれらと共有しながら復興、経済を回していくか、それを今考えており、学園都市構想等についても、これらが基本的な考え方から進んできたものと思っております。今後とも持続可能なこの浪江町地域づくりに邁進していく考えでありますので、産業発展が今以上に地域を守りゆくものと、私は期待をして進めているところであります。

以上でありますが、そのほかのご質問に対しては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育長。

○教育長（横山浩志君） それでは、学校教育を評価し、どのような教育を実践していくのかについてのご質問にお答えいたします。

このたび浪江町教育長として就任しました横山浩志でございます。まず初めに、私にこのような重責をお任せいただいたことに、心から感謝を申し上げます。

浪江町は震災と復興を経て、今までに新たな未来へと歩みを進めている町です。その中で、教育は地域の希望を育む根幹であり、子

供たちの可能性を広げる力そのものです。なみえ創成小学校、中学校は浪江町の復興シンボルとして、まちの再生と未来への希望を体現する存在です。この学校に通う子供たちが地域の歩みを学び、誇りを持って成長していく姿は、私たち大人にとっても大きな励ましたとなっております。私は校長のときに、他者との対話や協働を通した学びが不足していることから、心の教育の重要性を強く感じておりました。その実践の一つとして、哲学対話を授業に本格的に導入してまいりました。子供たちが自ら問いを立て、仲間と対話を重ねながら考えを深めていく姿は、教育の本質を改めて教えてくれるものでした。現在では保護者の皆様にも哲学対話にご参加いただく機会を設けており、対話を通じた心の教育についてご理解をいただいているります。今後のことですが、地域と学校が一体となって子供を育てるコミュニティスクールの設置を進めてまいりたいと思います。保護者や地域の皆様と連携を強化することが、非常に重要となっております。教育は学校だけでなく、地域全体で支えるものです。皆様の知恵とお力を借りしながら、共に歩んでいきたいと考えております。

さらに、浪江町に設置された福島国際教育研究機構F－R E Iとの連携を通じて、国際理解教育の推進と、福島ならではの復興地を活用した学びを展開してまいります。震災からの歩みを学びに変え、世界とつながる教育を実現することで、子供たちが地域の誇りと国際的な視野を併せ持つ人材へと成長していくことを目指します。

教育は未来への投資です。浪江町の子供たちが思いやりと対話の力を持ち、地域と世界をつなぐかけ橋となるよう全力で取り組んでまいります。どうぞ今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、大きな3番、浪江町における飲食店及び小売店向けの振興施策についての（1）現状はどのような施策によって振興を図っているかのご質問にお答えしたいと思います。

議員おただしのとおり、町の復興再生には小売店や飲食店など、生活に密接に関連した事業者の再開、出店も必要不可欠であると考えております。そのため避難指示解除後からこれまで、様々な補助制度を設け支援をしてまいったところでございます。事業再開や新たに創業する方のハード的な支援策については、県の事業再開補助、創業補助またはグループ補助金などがありますので、町としてはソフト的な施策を中心に支援を行っております。まずは町内再開事業

者等光熱費等支援補助金、それから町内飲食店食材費調達支援補助金でございますが、こちらについては町内で操業する事業者が継続的に経営ができるようという形で整備した施策となっております。さらには各店舗の購買者、利用者を増やすために、夜間交通事業者補助金やプレミアム付き商品券の発行など、さらには町内にて新たに出店を考えている方には、まち・なみ・まるしぇのチャレンジショップを利用いただくなど、町内での創業を後押しする支援も行っております。その結果、郡内の他市町村と比較しても多くの飲食店や小売店が操業している結果となってございます。しかしながら、まだまだ生活を下支えする店舗、事業者が不足しているとの声をいただいております。引き続き復興の進捗を見ながら、状況に応じた効果的な支援を講じてまいりたいと考えております。

続きまして（2）なみえげんき商品券についてのご質問にお答えいたします。

本年9月末までの使用期限であるなみえげんき商品券につきましては、政府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、お一人様2万円を上限として4月下旬から販売を開始し、7月22日に完売をしたところでございます。ご利用いただける町内事業者には104店舗にご登録いただき、町民、事業者双方から大変ご好評をいただいているところでございます。過去これまでのプレミアム付き商品券の実績といたしましては、当初避難地域に特化した帰還促進・事業再開支援事業を財源に、平成29年から令和4年度の間、プレミアム率50%の商品券を販売しておりました。この事業は、帰還した町民の負担軽減と町内で再開した事業者の購買者を増やすという目的の事業であり、市町村ごとに配分額が決められておりました。配分額に達した後は、全国的な物価高騰対策である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用し、その財源の範囲内にて継続的に商品券の販売を行っておりました。町としても、町内事業者の経済効果が高まる施策として、非常に有効な事業として捉えておりますが、一方で国などからの有効な財源の支援がないと、継続的に事業展開することは困難と捉えております。町といたしましても、復興途上である町の現状を国に伝え、帰還促進・事業再開支援事業の再開を求めているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） 今いただいた答弁を基に、再質問させていただきます。

まず、町長への大きな質問について再質問させていただきます。

様々な方に、現状の浪江町の復興状況についてご説明していることを理解できました。その上でお伺いしたいのが、実際にそういうお話をされた後にそれぞれの、例えば海外の来賓でしたり各関係省庁の方々は、それに対してどのように反応しているのか、もし印象的な出来事等ありましたら、その代表的なものをお伺いしたいです。

次に、1の(2)の質問についての答弁でいただいた内容について、税収が増加した後に、最終的には公共サービスの向上、そして雇用が増えることというものを具体的に示されていました。この公共のサービスの向上というものについて、具体的にどのような公共サービスを向上しないといけないのか、どうお考えなのかお伺いしたいです。

次に、2番目の大きな質問、教育長に再質問させていただきます。

様々な取組を今進められようとしていること、人と国、そして地域を巻き込んだ教育を進めようとしていることを理解しました。その上で、再質問として具体的にお伺いします。義務教育にとどまらず、教育長としては町内の生涯学習全般についても、その管轄に置いていると理解しております。つきましては、学校教育以外の町民の健康、スポーツの振興、図書館や防災教育もしくは文化的な分野についてどのように取り組まれるおつもりなのか、お伺いいたします。

最後の3の1、現状どのような施策があるかについて再質問をさせていただきます。

今例を挙げていただいた様々なソフト面の施策のうち、どのようにそれぞれの振興策を課内で評価して、そしてどれが一番効果的だったというふうにお考えなのか、お伺いいたします。

そして次に、なみえげんき商品券についても再質問いたします。

様々な自治体でも同じようなプレミアム商品券が配布されておりますが、経済効果を分析した様々な論文や報告を確認いたしますと、プレミアム率が高ければ高いほど効果的とは限らないという分析がございました。そして浪江町の地理的制約も踏まえて、既存店舗の活性化と新規参入促進を両立するためには、よりよいプレミアム商品券の開発が必要かと考えます。その上で、現状の50%というプレミアム率や、本年ですと9月末までという有効期限の設定についてはどのようなお考えに基づいて判断されたのか。そして、改善する部分があるとすればどのような部分なのかについてお伺いしたいと思います。

2回目の質問は以上です。答弁を求めます。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 横字議員の再質問にお答えいたします。

まず最初の1つ目であります、様々な国とのお話の中で、その成果またはその中身について幾つかあればというような質問でした。

これは全てお話しするわけにいきませんが、様々な復興計画の中で、一定の国にお認めをいただきて進めていく中で、最終的に財源調整等を含めた制度上の様々な整理となってまいります。これらについて若干の差異が生じたり、または時期等々含めて採択になってその後執行されるまで、まずは竣工するまでというような様々なくくりがあったりします。今の実情をしっかりとお伝えをしながら、この浪江の今の復興の事業の環境に応じた、進めていくべきときの環境に応じた柔軟な対応を国にお願いをしたいということをしながら、駅前含めて子供の教育環境やそういったものを、今進めております。それら詳細については、ここでなかなかお答えしにくい部分もありますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。トータル的に言えば、様々なことでスムーズにいくものもありますが、国との調整が非常に大事だということあります。その細部までしっかりと、私ははじめ職員が一丸となって傾注しているのが、今の進め方であります。また行政サービスについてでありますが、この15年たとうという中で、我々は特異的な時間軸を今生きているところでありますけれども、この国民の理解をいただきながら、復興税として様々な復興事業を進めていく、様々な支援をいただく。これは原発事故でありますから、廃炉が終わるまでとかまた全ての地域が解除になるまでとか、様々な考え方があるかと思います。かといつても、いずれ10年先か20年先かまだ見えてはおりませんが、我々が行政としてしっかりと自立をしていかなければいけない場面も、想像しなければなりません。その上に立って、行政サービスというものはどういうものかと考えたときに、私は常々申し上げているように、企業誘致や民間の投資を促していく、これは行政サービスに必要な財源であります。つまり、分かりやすく言えば税収かもしれません。我々がこの経済活動をする中で、行政として町民の方々から大事な血税を頂いて、これらを活用して行政サービスをしていくというのが基本的な考え方でございます。今は国、県から支援をいただいているのですが、我々が基本に返って、行政のあるべき税収含めた財源、トータル的な町の運営、これらを勘案しながら、様々ほかの団体とおごることない行政サービスを進めていくことが、私は肝要かと思っております。常々この復興でありますけれども、復興と同様に、復興の裏返しには町民に対する行政サービス

が大事だと思っております。これらを一つずつ、15年でできること、震災から20年でできること、辻々で我々は自らできる行政サービスについて、しっかりと検討しながら、町民そして議会の方々にお話をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 教育長。

○教育長（横山浩志君） では、再質問についてお答えいたします。

町内の生涯学習全般についてですけれども、まず生涯学習の推進につきましては、義務教育と並んで町の教育行政における大変重要な柱であると認識しております。町民お一人お一人が年齢や生活状況に応じて主体的に学び続けられる環境を整えることが、心豊かで活力ある地域社会の形成につながるものと考えております。具体的には、健康増進やスポーツ活動を通じた体力向上と交流の促進、図書館を拠点とした読書活動や情報活用能力の育成、さらには防災教育をはじめとする地域課題に即した学習機会の充実など、幅広い分野での取組を進めてまいりたいと考えております。特に震災を経験した本町においては、防災や減災に関する学びを次世代へ継承することも大きな使命であると受け止めております。前任の教育長がまいた種を継承、発展させつつ、地域ニーズの変化に応じた柔軟な運用を進めていきたいと考えております。義務教育の充実はもとより生涯学習の推進にも力を注ぎ、町民の皆様が学ぶ喜びを実感できるような施策を展開してまいる所存でございます。ご理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 再質問にお答えいたします。

まず、3の（1）小売店、飲食店の振興施策について課としてどのように評価して検証しているのかというご質問にお答えしたいと思います。

まず、小売店、飲食店につきましては、解除当初でございますけれども、私当時担当としておりますけれども、町内で再開してもらいたい、創業してもらいたいというお話をさせていただいたところ、なかなかやはり帰還者の動向が見込めない中で、町内での創業というのは難しいという声を多くいただきました。その中でも手を挙げていただいた事業者さんがおりまして、その方々に震災当初からいろいろな事業を展開していただいておりましたけれども、その方々がやはり浪江に来て商売をしてやっぱり駄目だったということを見せてはいけないだろうと、しっかりと先進事例として浪江でも

商売ができるんだよという形を見せていかなくちゃいけないんだろうという形で、避難指示解除当初は、そういった方々の継続的な経営というのを支援するための施策として、いろいろ講じておりました。その中で、事業者向けの光熱水費補助であったりとか、プレミアム商品券により購買者を増やすという取組については、非常に効果的な取組で、継続経営について支援ができていたのかなというふうに分析をさせていただいております。今後についてどのような考え方かということにつきましては、ある程度町の将来像というか方向性も見えてきたところでございますので、今後はそういった継続支援の観点から、これまで本当に浪江町で商売ができるのかということで様子見をしているような方々に対して、後押しをするような創業支援であったりスタートアップ支援、そういう部分のほうにいろいろと施策を講じていかなければならぬのかなということで、課の中では検討しているところでございます。

続きまして、2つ目のプレミアム付き商品券でございます。

まず、プレミアム率の考え方でございますが、当町の買物環境は、現状は先の質問でも答弁させていただいたとおり、まだまだ不十分な状況にあり、店舗の数、品ぞろえの数が少ない状況であります。また物流が完全に再開していないこともあり、価格面についても若干割高な面もあり、町民の方からの聞き取りでは、大きな価格的なインセンティブがなければ品ぞろえが多い他市町村の店舗で購入するなどの声も聞いております。そういうこともありますと、50%のプレミアム率と設定をさせていただいているところでございます。また有効期限の考え方ですが、財源の制度目的に照らして設定をさせていただいております。今年度の財源は物価高騰対策の予算でありますと、昨年度、令和6年度の政府補正予算でありましたので、速やかな消費を促すというために9月30日までとさせていただいたところでございます。当初、過去やっていた帰還促進・事業再開支援事業を財源としたときには、様々な使い方に対応すべく、有効期限を最大限に設けていたところでございます。今後財源のめどが立ち、事業継続をする場合には、議員からご指摘いただいた点も踏まえて制度を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） 再々質問させていただきます。

1番目について（1）、（2）をまとめて町長にお伺いいたします。

まずは何よりも国との折衝、そして実際にその制度等を用いてし

っかり産業をつくる、それに一番取り組んでいるというような印象を受けております。その上で、お答えづらいかもしれません、具体的に税収が現状のどのくらいの税収になれば、改めて町の公共サービスの向上もしくは様々な部分に適切な予算をつけられるとお考えでしょうか。我々町民からすれば、目の前の生活の向上が一番の懸念事項となっておりますので、具体的な目安を教えていただき、それに向けて町民や誘致される産業、企業さんも、全体で考えて町の発展につながればと思います。

続きまして、教育長へ再々質問をさせていただきます。

生涯学習全般について、特に図書館の活用、F－R E Iとの連携の様々なお話をございました。ただ一方で、私も聞き取りをしたところ、やはり予算が一番ないので、なかなか生涯学習教育全般に対しても充実できないのではないかというような考えが浮かびました。そこで再々質問をさせていただきます。教育長はお考えの施策等を進める上で、一番ネックとなっているのは予算なのでしょうか。お考えをお伺いいたします。

最後に第3の質問事項、町内の振興策について再々質問させていただきます。

どのような経緯で50%のプレミアム商品券になっているのか、そして、これまで振興施策がそもそも避難されてしまった事業者を町内に戻すための取組を中心に考えられていることについて理解いたしました。その上でお伺いしたいのが、こちらもまた一般財源ではなく特定の財源に基づいているという答弁について、例えば物価高騰の特別な財源がなければ町では独自でげんき商品券を提供できないとなりますと、この継続自体が危ぶまれると思います。つきましては、例えばプレミアム率を減らすなどして、少しでも一般財源等を基にしてこの施策を継続できないかということについて、どのようなお考えをしているかお伺いいたします。

3回目となりますので、私の再々質問をもって一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 横字議員の再々質問にお答えをいたします。行政サービスと財源というような視点の再度のご質問かと思っております。

震災前からこの地方の団体にあっては、地方交付税が措置されております。その考え方の一つとしては、人口と面積がありました。今現在当町はどういう状況かというと、7割強が国・県からの交付金で賄っていただいて、特異的に進んでいるところであります。そ

の一方で、先ほど申し上げた平時のような考え方からすれば、今現在町民の多くの方々が住民票を持ったまま避難をしていただいているような状況であります。これ交付金等を含めた依存財源で我々は今進めているわけでありますけれども、その状況の中の質問だと解釈をいたしますが、ある意味金額等、どれだけの税収があればというような金額等は、私は今ここでお話しすることは差し控えさせていただきます。ただ言えることは、復興の最中でありますけれども、公設的な復興事業が多く進んでおりますが、民間投資による税収を財源とするものが今後、我々の町にとって必要かと思います。ある意味公共的な公設的なものが復興を牽引する初期的なものであれば、今後先ほどから答弁で申し上げているとおり、様々な環境変化によって民間投資による税収が今後我々は多くなっていく、そういう想像をしながら行政サービスを進めていくというような基本な考えであります。今後どれだけの税収があったらできるのかということは、非常に重いご質問でありますし、あえて今ここでお答えはできかねません。ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 教育長。

○教育長（横山浩志君） では、再々質問についてお答えいたします。

予算がネックになっているのかということでございますけれども、まず予算ではなくてマンパワー不足ということで、現在正職員6名、応援職員等による業務がちょっと偏っているという現状がございます。そこで私が目指している、やはり対話によって新しいアイデアを生み出すとか新しいイベントの企画とか、そういうところで予算にかかわらずいいものを生み出していくことが非常に重要になってくるかと思いますので、そのような形で取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） プレミアム付き商品券の一般財源での執行についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどの答弁のとおり、町の買物環境については非常にまだまだ厳しい状況であること、これについてはしっかりと国のほうに求めてまいります。その支援をしていただくというところを求めていくというのが肝要かなと思っております。仮に一般財源でやつてしまふと、それは解決済みだという形で支援がなくなってしまう可能性があるということで、これまででも今もしっかりと国に求めているところでございます。その上で先日国の経産省の概算要求の説明がありました。その中で今回の帰還促進・事業再開支援事業につ

いて、概算要求の中に盛り込まれている内容になりますし、しっかりとそういった意味で国の方には求め続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 以上で1番、横字史年君の一般質問を終わります。

ここで10時25分まで休憩いたします。

（午前10時11分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時25分）

◇佐 藤 勝 伸 君

○議長（山本幸一郎君） 2番、佐藤勝伸君の質問を許可します。

2番、佐藤勝伸君。

〔2番 佐藤勝伸君登壇〕

○2番（佐藤勝伸君） 議長のご承認をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私が議員として活動する中で、町民の皆様と様々な場面で交流する機会がありました。その中で寄せられた声のうち、特に重要と考えられる課題について整理し、今回の一般質問に取り上げさせていただきます。

まず、帰還を望む高齢者の不安についてです。

多くの方が地元に戻りたいという強い思いを持っている一方で、最大の懸念は健康面にあります。現在の避難先は都市部にあり、医療機関が充実しているため、安心して生活できている状況です。しかし、地元には十分な医療体制が整っていないという不安があり、この医療機関の格差が帰還への決断を妨げております。少しでもこの差を縮めることができ、帰還促進の鍵になると考えます。また帰還されたとしても、元気なうちは自立した生活が可能ですが、いずれ介護が必要になる可能性があります。地元に介護施設が整備されていない場合、再び町外へ移らざるを得なくなり、せっかくの帰還が一時的なものになってしまいます。これは町の持続的な人口定着にも影響を及ぼす重要な課題です。

次に、子育て世帯からの要望についてです。

保健師による支援体制への不安や、乳幼児用品の不足といった声が寄せられております。特にドラッグストアなどの生活必需品を扱

う店舗が町内に少ないため、ネット通販や……。

○議長（山本幸一郎君） 質問中大変すみません。内容が一問一答なので、先ほどの答弁をいただいてから次に進んでいただいていいですか。

○2番（佐藤勝伸君） すみません、質問1で一括という意味にはならないんですか。

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午前10時28分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時28分）

○議長（山本幸一郎君） 答弁者は。

休議します。

（午前10時29分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時30分）

○2番（佐藤勝伸君） 質問事項1、町の医療、福祉体制の充実について。

①住民の安心と健康のため、医療福祉サービスの現状と課題について、町の認識をお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） ご質問にお答えいたします。

医療につきましては、平成29年3月に浪江国民健康保険浪江診療所を開設し、内科及び外科の診療を開始しました。その後整形外科、小児科の診療科目の追加、訪問診療の開始、民間調剤薬局の進出、小児科オンライン診療の開始など医療体制の充実を図ってまいりました。しかしながら、専門診療科については町外の医療機関にからなければならぬ状況にあるため、引き続き町内の医療体制の充実に努めてまいります。

次に、町内での福祉、介護サービスにつきましては、福祉関連事業所が1事業所、介護関連事業所が5事業所でサービス等を提供しておりますが、利用するサービスによっては町外の事業所を利用している状況にあります。課題としましては、今後増加するサービス利用者に対し、そのニーズ等を分析しながら、適切なサービスを提供できる体制づくりであると考えており、引き続きこれらの課題の

解決に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○2番（佐藤勝伸君）では、②。

医療分野では施設数、配置、アクセス、急患対応、医療従事者確保、非常事態医療、予防医療などの現状と今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君）健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君）ご質問にお答えいたします。

町内の医療施設につきましては、医科診療所が1、歯科診療所が2、調剤薬局が1となっております。なお、現在浪江町内に医療機関を設置したい旨の問合せを1件受けており、先方の意向と町内の状況のマッチングを行っている状況です。アクセスにつきましては正確な数字を把握しておりませんが、浪江診療所に来院される方としましては、自家用車の利用が最も多いと思われます。また、自家用車がないなど移動手段が限られている方は、デマンドタクシーなどを利用をされているようです。緊急対応につきましては、浪江診療所は一次医療機関として対応が限られておりますので、重篤な患者につきましては、近隣の医療機関と連携して、受け入れ対応をお願いしております。医療従事者の確保につきましては、浪江診療所においては常勤医師を中心に非常勤医師、看護師、診療放射線技師、医療事務などの医療従事者がおり、現在充足しております。不足する場合または不足が予想される場合、その都度募集を行い、補充してまいります。非常時対応につきましては、浪江診療所も災害対策本部の指揮下で傷病者の対応等に当たることになりますが、一次医療機関として対応が限られておりますので、近隣の医療機関、県及び関係機関と連携して対応してまいります。予防医療につきましては、一次予防の事業としてダンベルを使ったロコモはなまる教室や歩行力アップ事業、自分で血糖セルフチェックなどの実施により、健康づくりを促進し、二次予防の事業として健康診査やがん検診の受診促進、働き世代を対象とした特定保健指導などの実施により、生活習慣病をはじめとした傷病の早期発見と重症化予防を図っております。今後は双葉郡の中核を担う県立大野病院の後継医療機関が設置され、郡内の医療提供体制の再構築が進んでいくと考えられることから、町内の医療体制についても連携を図りながら、よりよい医療環境づくりを進めてまいります。

○議長（山本幸一郎君）暫時休議します。

（午前10時35分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時36分）

○2番（佐藤勝伸君） 再質問いたします。

浪江町には現在浪江診療所が設置されていますが、住民の医療ニーズに対して十分な対応ができているとは言えません。特に眼科、耳鼻科、皮膚科などの専門診療科に対する需要が高く、住民は南相馬市など町外クリニックに通院せざるを得ない状況です。そのため通院にかかる時間、経済的負担が大きく、生活の質にも影響を及ぼしております。浪江町の第三次基本計画においては、広域連携の推進が掲げられていますが、その具体的な内容について住民としては詳しく知りたいと考えております。もし町内で専門クリニックの整備が難しいのであれば、交通網の整備や移動支援などにより通院の負担の軽減を図るなど、総合的な対策を講じていきたいのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） 令和11年度以降になりますが、大熊町のほうに県立大野病院が設置されることとなりますので、そちらのほうとの連携を強化していきたいと考えてございます。その際につきましても、交通機関に関しても整備がまだされていないところもございますので、その辺を含めてまた検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 2番、佐藤勝伸君。

○2番（佐藤勝伸君） では、具体的な話というのはまだないということでおろしかったでしょうか。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） 今現在においては、具体的なお話はございません。

○議長（山本幸一郎君） 2番、佐藤勝伸君。

○2番（佐藤勝伸君） 3番目。福祉分野では高齢者施設、障害者施設、子育て支援サービスなどの現状と今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ご質問にお答えいたします。

介護関連施設につきましては、令和4年7月に開所したふれあい福祉センター内に通所介護施設を設置しまして、平成29年3月の一部避難指示解除から約5年が経過した時期に、介護サービスを提供

することができました。今後の計画については、住民のニーズを把握し、町内での最適な介護サービスを提供するため、次期介護保険事業計画を策定してまいります。

次に、障害者支援については、ふれあい福祉センター内にNPO法人コーヒータイムが事業所を設置しております。また二本松市内にはNPO法人コーヒータイム及びNPO法人アクセスホームさくらが事業所を設置しています。そのほか町内で障害をお持ちの方の施設利用にあっては、近隣の事業所によりサービスが提供されております。今後の計画につきましては、郡内に児童発達支援センターの整備が検討されているように、広域的な支援体制を継続するため、引き続き関係市町村や事業所との連携を強化していきたいと考えております。

次に、子育て支援サービスについて、子育て支援、家賃補助、出産祝い金、乳幼児医療等の9事業と役場内の浪江町こども家庭センターやふれあいげんきパークにおいて、専門職による子育て相談事業を実施しております。また親子の触れ合いや親同士の交流のため、子育てサロンを実施しております。今後の計画については、ファミリーサポートセンター事業の充実や、浪江町こども計画に沿った子育て支援事業の実施を図ってまいります。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 2番、佐藤勝伸君。

○2番（佐藤勝伸君） 今後介護の必要な人数の推移の把握と、こちらが整備する予定、このような数字の整合性というの取れているんでしょうか。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ご質問にお答えします。

今現在、第9期の介護保険事業計画ということで、その計画の人数やサービス提供の量に基づいて、介護サービスが提供されています。今後は10期の事業計画、令和9年度からですか。来年策定時期になりますけれども、そちらのほうで事業量を把握しながら、人口、サービス提供者の量も把握しながら計画を進めていくことになります。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 2番、佐藤勝伸君。

○2番（佐藤勝伸君） では、4番目にいきます。

包括ケアシステムの実現のための体制に対する現状及び今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ご質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムは、重度な介護状態となった場合でも、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体となり、支援体制を構築する仕組みとされております。地域包括ケアの実現に向けた機関として地域包括支援センターを浪江町社会協議会へ委託し、総合相談、権利擁護、介護予防支援など各種事業を関係機関と共に実施しております。今後についても介護保険事業計画の策定、実施を通して、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築してまいります。

○議長（山本幸一郎君） 2番、佐藤勝伸君。

○2番（佐藤勝伸君） 分かりました。以上で質問を終わります。

○議長（山本幸一郎君） 以上で2番、佐藤勝伸君の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩のため一時まで休憩といたします。

（午前10時43分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 1時00分）

◇佐々木 茂君

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君の質問を許可します。

8番、佐々木茂君。

[8番 佐々木茂君登壇]

○8番（佐々木茂君） 8番、佐々木茂です。議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問は一問一答でお願いをいたします。

まず、今回の広報なみえで町長の言葉がありました。今度は山に目を向けようかなという感じで、非常に心強く私は思っておりました。この町の歴史というのをしっかりと考えていった場合、やはり海、山、川、歴史文化、伝統、人間という一つのコミュニティ、一つの地域社会をつくる一番大事なもの一つには、山があって川があって海があるという。これがやっぱり一次産業の基本的な流れだと私は考えております。どれが大事かといって、もうやっぱり我々が生きていくためには水が必要だと。水を蓄えるのは山であると。その山が、皆さんのが車で福島に行ったりいろいろする中で、非常に荒れています。高速に乗っても谷津田から南に行くときは道路の両サイド、木が枯れています。福島に向かうと家老あたりから大体柵平、

ここまで非常に枯れ始めているということで危惧をしておりましたので、今回の一般質問で森林についての皆さんと同じような共有したい、考え方を持ちたいなと、このように考えております。

一昨年、町長と議長と県の土木部のほうだと思いますけれども、国県道の支障木、何とかしてくれということで陳情に行かれたよう思います。その支障木に対して、伐採について、どのように町は対応されたのか、もう一度確認のためにご質問をいたします。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

国県町道の支障木については、職員や町復興事業協同組合のパトロールに加えて、町民の皆様や町内事業者からの情報提供を受け、直接現地を確認した上で、直営での支障木の伐採、町復興事業協同組合へ委託して伐採するなどの対応を行っております。また県や町内の関係機関との協議連携により、国道、県道の道路状況について、建設課に加え、町防犯パトロールや津島支所と情報共有を図り、国や県に対し定期的に情報提供を行い、対応しております。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 防犯パトロールとか、前は見守り隊というかそういう形で町に情報の提供を呼びかけたことがあるということで、発言がありました。本当にそうかなと私は思っています。これを町の役場で一々対応するには、非常に人が必要な。なぜかというと地権者があるわけです。国であり県であり民間の地権者。一つ一つ確認をとって立会いのもとにどこまで切っていいのかどうか、これを確かめていく必要があるものですから、膨大な人件費と費用がかかっていくものだと私は考えております。しかし県は114号線については、これ当然委託しているわけです。維持管理まで、自分たちで全てやっているわけですから、当然、例えば私たちが道路を通ったときどれが枯れているのか、冬場なんか特に葉が落ちていますからどれが枯れているのか、どれが危ないのか分からぬですよね。ということは、そういう問題についてどのように今後対応していくのかということで、町内で対策、町道でもいいです。支障木に対する対策会議が開かれたのかどうか、確認のためにお答えいただきたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えいたします。

特段県と国との対策会議については実施をしておりません。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） していないという発言がありましたけれども、

私はこの町は国有林が多いんですよね。特に大柿から西に向かうと、道路の両サイドは国有林のところも非常に多いと。今道路工事やっていますから、そう強くは営林署に対して要請とか要望とかできないんだろうと思いますけれども、私は町道でさえも竹が道路にかかるつたり、そういうところが非常に多いように見受けています。

あと、私は津島にいろんな、全国からいろんなお客様がバスでいらっしゃいます。当然私は説明をするためにガイドになって、大型バス、中型バスでちょうど村の中をご案内するんですが、バスで走ることができません。なぜかというと支障木で引っかかるからです。やはりそれは地権者の問題なのか、町で協力してやっていただけるのかどうかよく分かりませんけれども、非常に困っています。ですから、小さい車で来てくれとそう言うんですが、その人たちに私たちはいっぱい来てほしいんですよ。放射能災害の現状というものを、全国の方々に見ていただきたい。そしてできれば請戸小学校も見ていただきたい。さらにご飯を食べるならいこいの村ということで使っていただきたいなど。だから複合的にこの町が少しでも前進するように、役場一体、町民一体となって今進めようとしているわけですから、その一つの力になればいいなというふうに私自身は考えておるんですけども、そうしたことでの何とかこの支障木について、真剣に取り組んでいただきたいなと思います。今私が仮住まいしているところも、町道に小さな支障木があります。勝手に切ることができないものですから、困ったなというふうに思います。

ですから、本当に仕事が忙しい中申し訳ないのだけれども、パトロールの方々と協力して、何か箇所づけにちょっと地図に落としていただいて、一つ一つ潰していくようにぜひお願いしたいなと、このように考えております。

さらに、現在平場と言われるこの、私酒田のほうに仮住まいしておりますけれども、やっぱり松くい虫のためにアカマツが非常に真っ赤になっているところが非常に多いと見受けております。確かにこの放射能災害によって、森林の手入れ、これが遅れていることも事実です。さらに森林環境税を使った間伐とか伐採も遅れているのも事実であります。しかし私たちは1,000円払っているんですよ、年間。遅れるのはしようがないとしても、遅れる理由が地権者側から、いやうちやらなくてもいいよというのであれば飛ばせばいいだけの話で、どういう理由で遅れているのか、それをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

現実問題、浪江町内には1万6,300ヘクタールほどの森林があり、その多くは帰還困難区域となってございます。その上で先頃、福島森林再生事業のほうで、可能な範囲で地区をゾーニングした中でやっている状況なんですが、今議員おただしの内容も含めて、正直遅れているというところは認識としてはございます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 私は多分地権者の問題もあるんだろうと認識しています。うちはそんなに手入れなんかすることないよという人たちもいると思います。そういう人は飛ばしていくしか方法がありませんので、やっぱり森を守ることは大事なんですけれども、ただ、果たして放射能を浴びた杉が価値があるかどうかというのは後でまた出します、出てきますけれども、そういう問題もはらんでおりますので、しっかりこの防除のためには一旦伐採しか方法ないんじゃないかと私は考えています。それを燻煙処理して中の虫まで殺すというのは今までやっていましたけれども、もうビニールシートで包んでまで、燻煙までできるだけの人材がいない。人手もない。私もこういう質問は本当につらいんですけども、ぜひともそうした対策会議でも開いて、できるところからやっていただきたいなというふうに考えています。

あと、ナラ枯れ病。これは本当にひどい話で、どんどんいってしまいます。これだと阿武隈山地、津島までいくのも間もなくだろうと思っています。小倉沢の辺ももう既に入っています。それで今ひどいのはコナラだそうです。林業家の人に聞きました。一番ひどいのはコナラ。これからナラ、クヌギ。こういうふうに一番大事な森林を守る、阿武隈山地の植生というんでしょうか、その中心の木なんですけれども、それにうつっていくんだろうということがあります。さらに心配するのは、バラ科の木ですね。梅や桜とか、そういうのに穴を空けるカミキリムシがいるそうですね。埼玉のほうでは、あるところでは1匹50円かな、町で買い上げるとかいうことで、子供たちの小遣い稼ぎということでやっていただいて、協力していただいているというところもあるようですけれども、こうした我々が考えられない自然の猛威というか脅威というんですか、こういうものにやっぱり我々はさらされているんじゃないかと。今日は熊の話はしたくないんですけども、熊だってもともといわわけじやなかったんですよ。私たち、皆さんも同じなんですが、山の中にあるお墓参りするとき、ちょっと熊なんか怖くて、鉄砲でも持っていくんならいいんですけども、そういうちょっと怖さがあります。どこ

にいるか分からぬ。こういうことがありまして、そうした対策を検討してなければ、これからどういうふうにして。例えば、農林水産課には林野庁からも職員が来ているわけですから。その人を窓口にして、クヌギの対策とかそういうものを今後やるのかどうか、それについてをお伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 今ほどのご質問についてお答えいたします。

定期的に林野庁とは意見交換を行っておりますけれども、抜本的な、今ほどお話をありました病害対策について、現在検討までは進んでいない状況にございます。しかしながら、年に1回でありますけれども、県やあるいは林野庁、そして浜通りの市町村が集まる対策会議なんかもありますので、そういういたった課題につきまして共有しながら、今後の対策についてしっかりと協議しながら、検討に結びつけてまいりたいと思います。先ほど農林課長が答弁しましたとおり、当町の森林、町全体で7割でありますけれども、ほとんど9割が帰還困難区域に所在しております。これまで当町といたしましては、国に対し帰還困難区域の森林の管理の在り方について、たび重ねて要望してまいりました。そうした中で、今般森林の帰還困難区域における作業基準というのが、今現在作業が進められておりますので、そういういたった国における議論や国、それから周りの市町村とも協議しながら、そういういたった対策について今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） ありがとうございました。また山の枯れがひどいということで、やっぱり喫緊の課題だろうとは思っております。改良ぐらいやったとしても、その対策に対して学者とか、そういう林業家とかいろいろな方々のご意見をいただきながら、やっぱり少しずつ着手していくかないと、考えている間にどんどん広がっていくと。そんな悠長なことで山なんか守れませんよ。私はそう思っています。ですから、何とか皆さんのお知恵を拝借しながら、山を守るために努力をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、風力発電。

こちらからも見えるようになりました。プロペラが見えるような状況になりました、いつの間にか建っておりましたけれども、この風力発電所の建物、風車の状況というのに対しては地上権というものが果たして設定されているのかどうか、それについてお聞きしたい

と思います。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えします。ご質問の意図としては風力発電所上空の飛行制限等に関するここと思いますので、その観点からご回答させていただければと思います。

一般的な航空法上での飛行運用が適用され、特に風力発電施設上空だからといった飛行制限はありません。風力発電上空についての空中権までの設定はされていないということでございます。ただし、安全性の観点から、通常の飛行については積極的な付近の飛行は避けるものということにされていると伺っております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 分かりました。風力発電施設がいいとか悪いとかいう判断は、私はいたしません。というのは、実は風力発電所の低周波の問題、これ我々が考えている一般のご用学者の言っているような話ではないようなことも、実は聞いております。前にも私、一般質問で野生の鳥、鳥の飛行ルートに当たるんではないかという話をさせていただいたことがありますけれども、分かりませんという、そういう答えなんでしょうけれども、一部には影響があるんだろうと私は思っています。さらにこの風力発電所施設の周りで、私たちには大規模な火災を三穂田林道で、昔の話なんですけれども、経験をしている。同じくこの風力発電の施設は一部、片側の一部が浪江町に入りますけれども、あとは葛尾分だと言えば葛尾分なんですが、大規模な山林火災の場合、水は多分大柿ダムからヘリコプターでくんで、そして空中から散布するんだろうと私は思いますけれども、その場合、風力発電所があるがためにヘリコプターが飛ぶ区域の確保ができなければ、なかなか消火がしづらいのではないかと思っております。こういう問題は、本当はこういう意見でも話していただきたかったんですけども、このままもしかして延焼とかそういう問題が起きた場合、その責任は事業者なのかどうのこうのという話になるんですが、それについてちょっとご意見をいただきたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

まず、風力発電施設上空のヘリコプターの飛行については可能でございます。また、より火元近く、低空で飛ぶ必要がある場合は、航空法上では上空150メートル以下を飛行する場合は地権者の許可が必要とされているんですけども、山火事のような緊急時におい

ては承諾なく飛行することも可能であり、水や消火剤の散布についても可能となってございます。また風力発電施設の管理路が山間部に整備されておりますので、通常の山林火災では難しい地上からの消火活動に供することが可能と考えておりますし、この点については広域消防のほうとも事業者と連絡を取りまして、ゲートの鍵ももう既に渡してあるということを聞いております。事業者の責任の件につきましては、空域の確保や消火が可能となっておりますので、そのことによる事業者責任はないということになっております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 非常に分かりやすい説明ありがとうございます。また風力発電所の立地したところ、工事内容とか概要とか、それは多分現地調査されて、多分消防とか確認はされているのかと思いますけれども、なぜこういう問題を出してきたかというと、大船渡の火災を見てきました。山肌が非常に荒れています。ただ草がちょっと最近生えてきたように思います。あの時も全国からというか東日本のヘリコプターが現地に向かって、空から水をまいたりいろんな消火剤をまいたり、そういうのをテレビにも報道されておりましたけれども、私は浪江町というのは本当に森林が豊かな町であるということを基本に考えますと、どうしてもそういう面で対策とか準備だけはしておかなければならぬのかなと、そのように思つていきましたので、ぜひとも皆さんの中に入れていただきたいと思っております。

続きまして、苅野財産と津島財産区の森は放射能災害によってでも健全に維持されているのかどうか。これについてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

苅野財産区及び津島財産区の森林は、大部分が帰還困難区域であることから、現在は手入れ等活動ができない状況となっております。現在は管理外として現地確認を実施しているのみでございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 実はこの問題は、特に苅野財産区なんですが、先人が一生懸命山を手入れして植林をした結果、杉林が形成されたわけですけれども、私が1期のときに質問したことがある。いつ木を切るんだと。伐採期にかかっているんだけれども、実は原木が安くて、立木が安くて売れないんだという話を聞いたことがあります。

それ以来更新があったのかないか、ちょっと確認のためお聞かせください。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 荘野財産区分収林の更新の件ですが、伐期につきましては平成28年4月11日に平成38年、令和8年まで伐期を変更しているということで情報がございます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 杉でも松でも植林した木は、約80年から100年で伐期に入るんですけれども、切り遅れると木の価値が下がってしまいます。特に杉などは中に芯枯れといって空洞ができる可能性があります。ですから、いいときに切らないと次の更新、例えば20年遅れてしまいましたよね。ということは、20年遅れたということは、後80年で元に戻るかというと今切っておかないと。80年後の財産区はできないわけですよ。価値がないものになってしまいます。そういうことをしっかりと考えていかないと駄目なので、山は更新しなくちゃいけないんですよ。どんなことがあっても。でないと、我々は豊かな森をつくるなんていう話にはならないんだろうと思います。

紺野議員からも今日賠償額の話もありました。それで、この津島財産区、荘野財産区の森林資源において約1ヘクタール当たりどのぐらいの単価で賠償されているか、後学のために教えていただきたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

荘野財産区及び津島財産区の賠償手続については、先月より東京電力ホールディングス株式会社との協議を開始したところでございます。今年度は請求時に提出が必要となります証憑資料等の整理を行い、次年度の請求書提出に向けて取り組んでおります。賠償額の単価については東京電力ホールディングスの案内文、公共財物における立木の賠償についてに示されている単価を基に算定することとなっており、人工林の場合は時価相当額として、人工林単価平米当たり100円掛ける対象面積。1ヘクタールとしますと100万円。天然林の場合は時価相当額としまして、天然林単価で平米当たり30円掛ける対象面積。1ヘクタールですと30万円となる予定でございます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 私が知っているのは完全な針葉樹林、松でも杉でもいいです、であれば100万円ですか、1ヘクタール。あと混林の場合は70、あと雑木の場合は30、このように聞いております。で

ですから、手続に入ったということでは非常に喜ばしいんですけれども、うまくいくように私祈っておりますので、頑張っていただきたいと思います。

やっぱり木は100年と先ほど申しましたけれども、そのぐらいで伐採しないとよい柱がつくれない。取れない。あとまさ目の通った板材も取れない。ですから、やっぱりこの震災で伐期を逃して価値のないものになったものは、早急に私はどんどん伐採をして、さらに植林をするべきだと考えています。

質問にはないんですけども、やっぱり今度は杉を植えるときは花粉の少ない、杉花粉症にならないような杉を、やはり町として奨励して、積極的に植栽に当たるように推進をしていただきたい、このように考えております。ですから、この価値の創出というものを私は考えた場合、いくら賠償金もらったって、切って持つていいけど。国も東電もこれ東京へ持って帰れと、このぐらい言いたい。そしてきれいに植林をし直して、100年後の子孫に、その我々の財産を継承してもらいたいな、常にこういう気持ちを私は持っています。ですから、皆さんにそういうことを言っても大変なんでしょうねけれども、そういう気持ちだけは心の中に入れて、忘れないで行政に励んでいただきたい、仕事に励んでいただきたい、このように思っています。

あと、私飯館村あたりで活躍されている環境科学者、糸長浩司先生っていらっしゃるのですが、先日お話を2時間半、3時間ぐらい聞いてきたのですが、今の放射線、セシウムが森林の場合どこに行ってしまったんだろう。そうしたら、杉の木だけだそうですね。一番悪いのは。芯まで放射線が入っている。建材よりも芯のほうが線量が高いところもあるんだというお話を聞きました。ですから、杉だけは厄介だぞという話も聞いてきました。そういう話を聞いているかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

杉の芯の放射能が高いというのを聞いているかということでございますが、林野庁の資料で、森林における放射性物質の動態という資料がございます。こちらによりますと、杉における部位別の放射性物質濃度の分布状況につきましては、葉や枝、樹皮と比べて樹木内部の芯材は低い濃度で推移しているという調査結果が出ているということで資料を拝見しております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） それはそういう話で通しているからそういう話であって、杉なんか輪切りにしてみれば測れば分かることなので、先生方によつてはその測り方が違うからこうなつてくるのかなという考え方をしていますけれども、一律にそうだという確信を持った発言はこれからなるべくしないようにお願いしたいと思っています。

それでは、続きまして2番目に入ります。ちょっと時間かかるつているんですが、町営牧場についてお聞かせいただきたいと思います。

何回も一般質問をさせていただいています。有機物の除去は浄化槽である程度除去するのは可能なんですが、消毒液等の無機物、これについてはどのように除去するのか。中和させるのか。そういう技術とかそういうものがあつたらお答えいただきたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

本施設から排出される排水において、無機物につきましては固液分離の際に固形化し、除去してございます。その上でございますが、浄化設備により法律が定める基準値以下まで浄化されたものを放流しておるんですが、そういった無機物についてはアンモニア系のものであつたりとか、そういったものもこの浄化設備の中には脱硫装置などもございまして、基準値以下にして敷地外に放流ということをする予定でございます。

以上、よろしくお願ひます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 分かりましたけれども、より注意を払つて、運営する業者に対してはしっかりと監督の責任があるものと考えてやつていただきたいと思います。私が心配しているのは三枚岩、棚塙の海岸ですが、ここに汚れた水、汚水の放流を考えているようですが、誰がいつ汚染状況調査を行うのか。これについての答えがなかつたんですよ。業者が行うのか、町が行うのか、漁協が生態調査を行うのか、県がまた行うのか。それをもう一度確認のためにご説明いただきたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

本施設からの排水については、施設南側より用排水路を通して海へ放流する予定でございまして、運営管理者が毎月1回、当該排水の水質検査を実施して、あくまでも法律に定めている基準値以下であることを確認する運用となつてございます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 月1回というお話をありました。ぜひお願ひをしたいと思います。また汚染水によって海の変化があった場合、要するに海水のBOD濃度が高過ぎるというか、こういう場合、飼育の中止など、またその場合の対策というのはどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。さらに、中止するしない、海洋汚染の問題が起きた場合、設置責任者である町長の責任になるのかならないのかも教えていただきたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

環境関連法令の規定に従って排水をするための浄化設備を導入してございまして、基本的には影響が出ないと認識しておりますが、万が一汚染等の影響が発生した場合、被害等の原因をしっかりと検証して、本施設によるものかを調査いたします。また、本施設は町が設置し民が運営する公設民営の施設となっております。適切な維持管理、処理施設の稼働も含めまして、今後、運営管理者と賃貸借契約を取り交わす予定でございます。したがいまして、施設稼働後の海洋等への影響につきましては、一義的には運営管理者の責任との認識でございますが、町といたしましては、法令を遵守した排水処理施設による適切な処理について、定期的に確認して、必要な指導を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 安心をしました。いい答弁でした。

それで、次に牛が太陽の光をあまり浴びないような形での密室飼いというんですか、施設で一生終わるわけなんですが、こうした牛乳は健全な牛乳と私は言えるのかどうかというような問題があるんだろう思います。ただ今回の場合に限らず、鶏にしてもケージ飼い、豚にしても今はもう施設の中で飼われていると、生産されているという状況なので、牛だから駄目だというつもりはございませんが、今わけの分からぬ人ということは失礼な言い方なんですが、動物愛護の団体みたいなものが、今豚とか鶏のケージ飼いについてもいちやもん、いちやもんと言っては失礼なんですが問題提起をされているように聞いています。こうした牛の密室飼いなどについては、そういう予想があるかどうか、お聞きします。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

本施設におきましては、伝染病防止の観点も踏まえて、閉鎖環境での飼育ではありますが、牛のストレス軽減や健康状態の向上のた

め、フリーストールと呼ばれる牛をつながない方式を導入してございます。牛舎内を自由に動けること、清潔かつ快適な寝床といった動物の健康的な飼育環境を確保するアニマルウェルフェアの観点からも問題ないという認識でございます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） ありがとうございます。今私が心配しているのは、よくテレビでもやるんですが、北海道の牧場が非常に苦戦をしています。多頭飼いの施設ほど苦戦をしているという状況にあります。それはなぜかというと、世界情勢が戦争ばかりやっているものですから、飼料の価格が安定していないということで、それが直接経営に影響しているというふうに言われておりますし、浪江ではそんな2,100頭とか2,000頭という牛を飼って、飼料倒産するんじゃないかと私は大変心配しているんですよ。こうした飼料の安定的な供給、多分塩釜港あたりから運んでくるのかと思います。あそこには飼料基地がありますから、だからあそこかなと思ってはいるんですけども、こうした飼料が高騰したり、例えば入ってこなくなったりする可能性もあるんですが、それに果たして耐え得るべき施設なのかどうか、それについてお聞かせください。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

改めまして本施設を運営する会社では、自給飼料も含めた生産をするということで伺っております。また飼料作物に限らず、輸入資材等については高騰というような状況は伺っておりますが、ただ一方で、福島県内において生乳生産においては、令和3年度に県が計画しました令和12年度までに県内における目標生産乳量というものが年間10.4万トンのところ、令和3年度実績で約6.7万トンと不足しております。そういうことも含めて、絞った生乳については改めて今回その販売先は東北生乳販連というところが全量買取りであるという、出口のほうもあるということ。ただ議員おっしゃったように、資材の高騰については、私ども役場としても注視してまいりたいと考えてございます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） ありがとうございます。よろしくお願ひします。
続いて、カントリーエレベーターの経営状況についてお聞きします。

現在、カントリーエレベーターでは、食糧にする米と飼料にする

米、普通は私は別々に区別しなきやならないと考えておるんですが、どのように扱っているのかお聞かせください。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

主に町内の飼料用米の品種は、主食用米との併用が可能な天のつぶと、専用品種であるふくひびきが作付されてございます。乾燥調製及び貯蔵の工程においては、別の品種の米が交ざってしまうコンタミには細心の注意を払って管理してございます。なお、天のつぶについては併用可能ということで申し上げましたが、区別した管理ではないところなんですが、必要数量を飼料用米として出荷しているという状況でございます。福島さくら農業協同組合が運営している荔宿のカントリーエレベーターでは、令和6年産の天のつぶの荷受け乾もみ重量が798.3万トン、そのうちの約237トンを飼料用米として出荷しております。その割合は29.7%となっております。また、株式会社舞台ファームが運営している棚塩カントリーエレベーターでは、令和6年度の飼料用米の取扱いはないという状況でございます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） それでは、棚塩と荔宿のカントリーエレベーターの稼働率など分かったら教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午後 1時42分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 1時43分）

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） 荔宿カントリーエレベーターの稼働率については、44.8%でございます。

また、先ほど私答弁した中で発言の訂正をお願いしたいんですが、令和6年度の天のつぶの荷受け乾もみ重量798.3万トンと私申し上げてしまったみたいですが、こちら798.3トンでございました。おわびの上訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 2つあって、当初からこのカントリーエレベーターの運営にはちょっと米の生産量が少ないんじゃないかという中

で、強行されて2つ造ったのだろうと聞いておりました。その2つ、指定管理者ということで選定されていると思いますが、経営状況についていまだに町の補助がどのぐらい入っているのか、分かっている範囲で結構ですから教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

まずカントリーエレベーターの設置の設計の思想ではありますが、震災前の水稻作付面積1,250ヘクタールの約4分の3、75%ぐらいをクリアできるようにということで、あと基本スペックが300ヘクタールの処理能力があつてマックス450、それを足して900ヘクタールということでやってございました。その上で、ご質問いただいた赤字の状況でございますが、実際荔宿及び棚塩のカントリーエレベーターは、単年収支ではいずれも赤字となっている状況でございます。その上で、町からの補助につきましては、当初の施設使用賃貸借契約にて、維持管理費用は施設運営管理者が負担することとしており、これまで両カントリーエレベーターとも町の補助は入ってございません。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 次に移ります。私のふるさと昼曾根橋についてお聞きしたいと思います。

昨年から撤去するというようなうわさ話を聞いておりまして、今年の3月、行政区に建設課長含めて撤去の説明にまいりました。私は本当にやるんだろうかという気持ちでおりましたのですが、3月の定例議会で新年度の予算に入っているというような話を聞いたものですから、私は仕方なく、ほかは賛成だったんですがこの件があるものですから反対させていただきました。大変町長にも皆さんにも失礼なことをしたなとは思っていますけれども、大昼行政区としては反対をしています。その後の対応、3月に説明あって以来反対だということで、町としての対応についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 質問にお答えいたします。

インフラは生活の基盤を支える重要なもので、道路、橋、上下水道、公共施設など様々なインフラが私たちの日常生活を支えております。しかしながら、これらのインフラは時間とともに老朽化し、その維持管理が求められております。近年全国各地で道路陥没事故が起こるなど、インフラの健全性を保つことがますます重要になつ

てきております。浪江町では橋梁が292橋あり、全ての橋梁が事後保全型の修繕を行う場合、約72億円が見込まれており、予算の確保が重要な課題となっております。町としてもこのような背景と地元説明会でのご意見を踏まえ、今般昼曾根橋に関する意向調査を実施する予定としております。本調査では、地域の皆様から昼曾根橋の利用状況、今後の維持管理に対する期待や懸念事項などを把握して、持続可能な運営を図るための基礎資料と考えております、引き続き地域の皆様の意見等をしっかりと伺いながら、丁寧な対応を図ってまいります。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 改築するお考えはございますか。お聞かせください。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えします。

昼曾根橋の改築については、今後の意向調査の結果、帰還する方のご意見、利用状況を参考に総合的に判断してまいります。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 今後の利用状況等を勘案してというお話が出ました。実は、大昼地区は原発事故によって人が住めないような行政区になりました。皆さんもご存じだと思います。線量が一番高かった地区の一つでありますて、ある学者さんや環境省の人に言わせれば、100年か150年は戻れないのかもしれないよという覚悟だけはしておいてくださいねと言われています。昼曾根橋というのは、矢具野バイパスってトンネルができた、それで利用頻度が減ったんだろうと思いますけれども、実は昼曾根橋から大柿の入り口まで、これは国から町に払い下げられた道路です。我々矢具野地区、昼曾根地区はお互いに行き来していますから、生活道路としての役目がありました。今人が住んでいないのは誰のせいでこうなっているのか、そんなの皆さん分かるだろうと思います。国や東京電力が事故を起こしたから、我々が住めなくなって生活道路として使えなくなったわけです。続いての質問もありますけれども、昼曾根橋というのは、皆さん歴史分かりますか。どういうふうにしてできたか。多分分からないんだろうと思います。実は114号線、昔の富岡街道、これを改築したいという意向を県も国も持っていました。当時は馬車道と言われた砂利道だった。しかし、昼曾根に大正元年に発電所、今の東北電力の前身、福島電燈という会社が昼曾根に発電所を造りたいということで、用地提供の代わりに富岡街道の昼曾根橋が造られたわけです。それで建築が進み工事が進んで、これは昼曾根に佐々木

4軒ありますけれども、4軒の用地提供によってできた橋です。そうした歴史があって、我々は生活の一つとして使わせていただきました。人はなかなかこう住めないような状況になりましたけれども、帰りたいという方も中にはいらっしゃいます。それは365日そこに住めるかどうか、それは分かりませんけれども、費用対効果の話をされても困ると私は思います。それと、生活道路をなぜ壊さなくちやいけないかという話もありますけれども、当然昼曾根発電所には電源立地交付金という約200万円ぐらいが町に来ていたんです。これは町村合併によって、町は濡れ手に粟の資金を得たわけですよ、一般財源として。皆さん知っているだらうと思います。私はこれを、人が住めなくなつた昼曾根であるけれども、橋の改築を通して希望の光を与えてほしいなという気持ちがあります。さらに、大昼から小伝屋までのいろんな施設とは言いません、道路の整備とかそういうものにも、使ってみてはいかがかなと思っており、実は議長のおやじさん、私が1年生議員のときに、茂君よ、このお金は昼曾根を含めた津島のために使うお金なんだから心配するなど、そういう質問をするなというふうに私は言わされました。大変ありがたいお話をと思って今日まで来ております。しかし、私の導線に火をつけたのは、生活道路の一つであるこの橋の撤去です。大昼地区というのは、道路から1センチずれただけでも民地です。ほぼ半分は私と隣の家の土地です。壊すのだって私の許可を取らないと壊せない。私の目の黒いうちは壊させませんから。だから、そういうことがありますので、ぜひともそうしたお金を改築ということを通してお願ひしたいと考えておるんですけども、お願ひはしちゃいけないということなので、ぜひその方向で検討していただきたいと思っていますので、お答えください。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） ご質問にお答えします。

これまで道路にかかる橋梁は生活道路として整備されてきましたが、迂回路の状況、利用状況などを参考に、インフラを持続可能な形で次の世代へ引き継げるよう慎重に判断してまいります。

次に、福島県市町村電源立地地域対策交付金については、発電用施設の周辺地域における公共用の施設整備その他住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため交付されます。当町は東北電力の水力発電施設、昼曾根、請戸川の2つが設置されており、水力発電所施設周辺地域交付金相当部分の交付対象となっております。福島県市町村電源立

地地域対策交付金の交付限度額は、市町村に存する水力発電施設の電力量に応じ算定されますが、町内の水力発電施設2か所による算定額は最低保障額の440万円が交付限度額となっております。福島県市町村電源立地地域対策交付金は昼曾根発電所のみで算定され、交付されるわけではございませんので、全額を大昼行政区の活動のために交付する考えはございません。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） では、次に移させていただきます。

太陽光発電施設のパネルの今後の取扱いについてなんですが、30年代、あと5年以上するとどんどん劣化で廃棄する時代が来ると、この間新聞にも書いてありました。それで今まで私がお聞きしていたのは、発電施設の電気の売却について一定額を積み立てるというか、それを控除した形で料金を支払っているというお話もお聞きしました。今、太陽光パネルの処分場がない。廃棄物に含まれる有害物質の取扱いや不法投棄による環境汚染、大変心配されます。鉛やヒ素、ガリウム。こうしたなかなか厄介な物質が非常に残っているということも言われております。その中で、太陽光パネルの責任は製造者責任じゃないんだよ、使用者責任でもないだよと、今うやむやになって国では早く整理しようということで検討されているようになります。当町においても太陽光パネルの施設があちこちできました。あるところは草も刈らないでぼうぼうとしているところもあります。これは酒井のほうにあったかと思います。私はやっぱり施設を管理する、何のために造っているのかさっぱり分からぬような会社まであるわけで、そうした行政の指導も必要なのかなと思っています。先人が残した田んぼを太陽光パネルで埋め尽くすなんていうのは、もう私は人生としてこんな恥ずかしい思いはしたくない。恥ずかしいとも思っている。そういうことで、この取扱いについて対策というのは今後どのようにして考えていくのか。簡単で結構ですからお願いします。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、2030年度以降より本格的な太陽パネルの廃棄が想定されます。電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法、いわゆる再エネ特措法の中では、再生可能エネルギー発電事業計画において、処分費用の積立てや処分方法について具体的に明記しておく必要があり、一定以上の規模の太陽光発電については外部に処分費用をためることが義務化されているところでございます。しかし、住宅用の太陽光発電設備などの小規模

の太陽光発電には適用されず、処分費用の積立てがなされていないケースもございますが、今般福島県のほうで太陽光パネルのリサイクルに対する補助制度を構築し、福島県が認定した処理業者に依頼する場合、処理費用の一部を補助する取組を始めたところでございます。浪江町としても町内での太陽光パネルが役目を終えた後、適切に処理されるよう設置者に対して指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 時間がなくなってきましたので、もう一つ聞いておきましょう。

浪江町では景観条例ということで、この間決めたと思いますけれども、太陽光パネルの設置なんていうのはもうやめるべきだと私は考えています。例えば耕作放棄地とかそういう場合は別として、優良農地と言われる農振地域における太陽光のパネルの設置なんていうのは、もう言語道断と私は考えておりますので、それを拒否することもできないようなシステムになっておりますけれども、町として今後この対策をどのようにし、知恵を絞ってやっていくのかどうかもお聞きしたいと思います。

最後の質問になりますけれども、地方公務員法の違反についての質問なんですが、ちょっと時間が無いものですから、この1問で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） お答えいたします。

浪江町は令和2年度にゼロカーボンシティを宣言して以来、再生可能エネルギーの普及、促進に注力してまいりました。ただ最近の異常気象にもありますように、地球温暖化対策は喫緊の課題であると考えており、再生可能エネルギーの普及も重要な事項と認識しているところでございます。一方で、先人たちより引き継いだ自然環境を守ることも非常に重要なことでありますので、再生可能エネルギー設備と現状の自然環境との共生を検討していく必要があると考えております。今後再生可能エネルギーの設備開発を進める上で、防災や自然環境を守るためにガイドラインを策定することを検討してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

ここで資料格納のため暫時休議します。

(午後 2時02分)

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

(午後 2時04分)

◎日程の追加

○議長（山本幸一郎君） 町長から提出された認定第3号 浪江町公共下水道事業会計決算の認定について訂正したいとの申出がありました。認定第3号訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として日程を追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

認定第3号訂正の件を日程に追加し、追加日程第1とし日程を追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、資料格納のため暫時休議します。

(午後 2時05分)

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

(午後 2時06分)

◎認定第3号訂正の件

○議長（山本幸一郎君） 追加日程第1、認定第3号訂正の件を議題にします。

町長から訂正理由説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 認定第3号 浪江町公共下水道事業会計決算の認定について事件の訂正請求についてご説明いたします。

9月9日ご提出申し上げました認定第3号 浪江町公共下水道事業会計決算の認定につきまして、令和6年度浪江町公共下水道事業会計決算書内に誤りがあったため、事件の訂正を請求するものであります。

訂正の内容につきましては、住宅水道課長に説明をさせます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） 訂正の内容について説明させていただきます。

訂正請求書の2枚目、正誤表をご覧ください。

令和6年度浪江町公共下水道事業会計決算書の記載におきまして、

7ページ、正しくは当年度純利益1,044万8,683円、繰越利益剰余金ゼロ円と表記すべきところを、当年度純利益を空白とし繰越利益剰余金に1,044万8,683円と誤って表記してしまいました。誠に申し訳ございませんでした。訂正いたしますとともにおわびを申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号訂正の件を許可することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時09分）

令和 7 年 9 月 1 1 日（木曜日） 常任委員会
令和 7 年 9 月 1 2 日（金曜日） 常任委員会
令和 7 年 9 月 1 3 日（土曜日） 休 日
令和 7 年 9 月 1 4 日（日曜日） 休 日
令和 7 年 9 月 1 5 日（月曜日） 休 日
令和 7 年 9 月 1 6 日（火曜日） 休 会

9月定例町議会

(第3号)

令和 7 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 7 年 9 月 17 日（水曜日）午前 9 時開議

日程第 1	認定第 1 号	決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	浪江町水道事業会計決算の認定について
日程第 3	認定第 3 号	浪江町公共下水道事業会計決算の認定について
日程第 4	議案第 60 号	双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正について
日程第 5	議案第 61 号	浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金条例の一部改正について
日程第 6	議案第 62 号	浪江町税特別措置条例の一部改正について
日程第 7	議案第 63 号	浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 64 号	工事請負契約の締結について（产学研官連携施設建築工事）
日程第 9	議案第 65 号	工事請負契約の締結について（产学研官連携施設電気設備工事）
日程第 10	議案第 66 号	工事請負契約の締結について（产学研官連携施設機械設備工事）
日程第 11	議案第 67 号	工事請負契約の締結について（さけ採捕施設整備工事）
日程第 12	議案第 68 号	工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等敷地造成工事）
日程第 13	議案第 69 号	物品購入契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）什器物品購入）
日程第 14	議案第 70 号	自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）
日程第 15	議案第 71 号	損害賠償額の決定及び和解について（追認）
日程第 16	議案第 72 号	調停の申立てについて
日程第 17	議案第 73 号	令和 7 年度浪江町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 18	議案第 74 号	令和 7 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 19 議案第 75 号 令和 7 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 76 号 令和 7 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 77 号 令和 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 78 号 令和 7 年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 24 同意第 6 号 特別功労者の決定について
- 日程第 25 報告第 5 号 令和 6 年度浪江町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第 26 報告第 6 号 令和 6 年度浪江町水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第 27 報告第 7 号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
- 日程第 28 報告第 8 号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について
- 日程第 29 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員 (12名)

1番	横字史	年君	2番	佐藤勝	伸君
3番	鈴木幸	治君	4番	山本幸	一郎君
5番	紺野豊	君	6番	武藤晴	男君
7番	紺野則	夫君	8番	佐々木茂	正夫君
9番	佐々木勇	治君	10番	半谷正	夫君
11番	松田孝	司君	12番	平本佳	司君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 副 代表 企画 産業 住宅 市街 浪江診 会計管 出納室 生涯学 浪江町公 浪江町図 1番	吉田長榮 町成井長 監査委員 財政課長 振興課長 水道課長 地整備課 診療所事務 管理者兼 室長兼長 支所長健 習課長兼 民館長兼 書館長岡 田孝司君	光君 祥君 員勝美君 吉田厚志君 蒲原文崇君 金山信一君 今野裕仁君 長中野隆幸君 會長西健一君 生涯学習課 浪江町公民館 浪江町図書館 樹君	副 教 務課長 住民課長 農林水產課 建設課長 健康保險課 介護福祉課 教育總務課 佐藤勝伸君 山本幸一郎君 武藤晴男君 佐々木茂正夫君 半谷正夫君 平本佳司君	町 育 選舉管理委員會書記 戶浪義勝君 民 農業委員會事務局長 大浦龍爾君 設 宮林 松本幸夫君 護 木村長順一君 總務課 木清水平君	長邦一君 長浩志君 長兼 長 長兼 長 長 薰君 夫君 一君
--	---	---	--	--	---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 次長
中野 夕華子君 今野 雄一君
書記
岡本 ちり君

◎開議の宣告

○議長（山本幸一郎君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は12人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

○議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第1、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑は会計ごとに行います。
令和6年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） 3番、鈴木でございます。

確認しますけれども、一般会計の決算でよろしいんですよね。

○議長（山本幸一郎君） 令和6年度浪江町一般会計歳入歳出決算です。

○3番（鈴木幸治君） あまりいないんで、ちょっと勘違いする。

それでは、令和6年度決算の中の一般職員時間外手当額総額についてお伺いをいたします。

私は、令和6年度の時間外手当額は大幅に減するというふうに予想をしておりました。令和5年度の時間外手当額は5,376万2,193円、そして令和6年度の時間外手当額は総額ですけれども、4,342万271円です。令和5年度との対比で1,034万1,922円の減でございます。また、令和4年度の対比で申し上げますと1,560万4,662円の減です。

（1）として、令和5年度の対比1,034万1,922円の減をどのように受け止めて、どのように評価しているかを副町長にお伺いいたします。

それと、2つ目として、私なりに考えている減額の要因がありますけれども、この場では差し控えたいと思います。令和6年度の時間外に対して管理等を含めてどのような是正を行ってきたか伺います。

2点目に、主要な施策77ページの水産振興事業の中の水産業情報発信業務委託2,449万1,700円の委託先と業務委託内容をお伺いいた

します。

それと、これはどこでもいいということではないんですが、22ページに定額運用基金の状況及び基金現在高の内訳の単位として、62ページ、上水道事業補助金の内訳の単位が記載されておりません。決算の資料ですから、この辺の単位についてはきっちり記載すべきかなというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本邦一君） それでは、ご質問にお答えします。

時間外手当の削減についてどう評価しているのかということでございますが、時間外勤務手当については原則町単独財源としておりますので、時間外勤務手当の減少については、最終的には好意的に捉えているところでございます。

ただ、時間外手当そのものについては職員数にも影響します。職員数がある程度担保されると、一定程度1人当たりの時間外が少なくなるということもありますので、その関係もあるかと思います。

また、時間外勤務手当の削減につきましては、職員のワークライフバランスの均衡保持に寄与するとともに、業務パフォーマンス向上につながることも期待しております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） 水産業情報発信業務の内容、委託先のご質問についてお答えいたします。

まず、こちらの支出の大きなものは3つございまして、請戸ものの情報発信業務になります。こちらはサッポロビールに委託しております、事業の内容といたしましては産地訪問、PR動画の作成や国内や海外の会食イベント等、インフルエンサーによる拡散といった内容でございます。

2つ目が請戸ものの魅力発信業務、こちらについてはいわき市の福島マーケティング＆リサーチインフォメーションという会社になります、道の駅のイベントですとか、いこいの村フルコースイベント、あとは販売促進グッズの作成、はっぴやのぼり、クリアファイル、こういったものを作成してございます。

そして、3つ目がPRレシピ動画の製作であるとか、既存のパンフレットの校正ということで、町内業者のプラン・ヴィーという会社になってございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。
○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、質問の3点目の主要な施策の成果の単位が抜けている箇所があるということのご質問でございます。

すみません、単位が抜けておりまして、大変申し訳ございませんでした。単位も含めまして、内容につきましてもしっかりと見やすく分かりやすくなるように精査をいたしまして、今後改善してまいりたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） ただいま答弁をいただきましたけれども、私ちよつと聞き逃した可能性があるんで、時間外手当の減に伴って令和6年度の時間外勤務に対しての管理を含めてどのような是正を行いましたかというのをもう一度ちょっと具体的にお願いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本邦一君） 失礼いたしました。

発災から14年目を迎えているものの復興はまだ道半ばの状態でございます。職員は通常の業務に加えて、復興業務を担っている状況でございます。町復興を成し遂げるためには、やはり長い期間を要しますし、長期戦を見据えた労務管理も必要になるものと考えております。

先ほど発言いたしましたが、職員のワークライフバランス均衡保持のため、第2、第4の水曜日をノー残業デイとして位置づけて、17時45分までの退庁を促しているところでございます。

これらの結果、職員についても時間外についての意識の変化が生まれ、削減につながっているのではないかと考えているところもございます。

いずれにせよ府内研修を通じて、職員個人のスキルの向上により、時間外労働時間が削減されているのではないかとも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） ただいま答弁をいただきました。

令和5年度との対比でさえ、1,034万円何がしの時間外総額が減されているわけです。これは大変望ましいというふうに個人的にも考えております。ただ、私の6月の一般質問の中で時間外が多い要因は何ですかというような質問をさせていただきました。そのときは、私は申し上げませんでしたけれども、やはりこのように令和

6年度の決算がこのような成果を見ることは、やはり振替休日、そしてまたは代休制度が適切に運用されていたのかなというふうに考えるところでございます。1,000万円という金は決して少ない金ではございません。そういうように職員がやはり是正をして、町民のため、一生懸命残業をなさっても、なるべく合理的にやってきたというような成果だというふうに受け止めています。

そして、その浮いた、減額された分はぜひ来年度の予算でも一般町民の支援のために使っていただければありがたいというふうに思って、私の質問を終わります。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

9番、佐々木勇治君。

○9番（佐々木勇治君） 主要な施策の成果の27ページ、町長への手紙なんですけれども、これ決算書で説明していただきたくて、どこに載っているのか分からないので、お願いします。

そして、その下「広報なみえ」、これ予算が3,114万8,000円だったんですけども、実際は2,834万7,162円で、差が280万円程度あるんですけども、この要因は何なのか。

32ページ、新春交歓会なんですけれども、予算書で委託料が47万5,990円で、8万5,135円の差はどこなのか、お伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午前 9時12分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前 9時13分）

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それではまず、決算書の成果27ページ、町長への手紙の事業費6,510円につきましては、こちらは町民の皆様から寄せられました町長への手紙の料金受取人払いの通信料になります。

内訳を申し上げますと、65件のうち郵送されたものが54件ございまして、こちら25グラムまでが通常の料金プラス手数料が20円で104円かかります、これが24通、あと50グラムまでが94円プラスしまして20円の手数料で114円掛ける3件で、あとは10月1日に料金が改定されておりまして、50グラムまでが110円の郵便料をプラスしまして郵便の手数料で26円かかりまして136円、こちらの合計が

6,510円になります、98ページの通信運搬費になります。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 2番目の「広報なみえ」の予算と決算額の差についてのご質問にお答えいたします。

こちらの主要な施策の成果上は2,800万円ということをまとめておりますが、こちらの中には「広報なみえ」発行に関するそれに必要な旅費や需用費、役務費、委託料、こういったものの合算となっております。「広報なみえ」につきましては、最終の3月号が決まるのが大分年度末のほうになっておりまして「広報なみえ」の発行するページ数などによっても支出する予算のほうは変わってくるものですから、「広報なみえ」の発行に間に合うように多めに余分に残しておくということをしております。なので、予算額から決算の差というものが生じているものでございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、新春交歓会の支出の内容についてお答えをいたします。

まず、歳出でございます。

109ページの自治振興費、款2項1目8の自治振興費の中の報償費の中の一番下、出演者謝礼というようなことで5万円がございます。こちらは太鼓の演奏をしていただきました謝礼の5万円でございます。また、消耗品としまして、名刺の用紙ほか演台用の生花、紅白幕ということで3万5,135円、あと新春交歓会の会場設営費としまして47万5,990円となりまして、合計56万1,125円となります。

答弁は以上です。

○議長（山本幸一郎君） 9番、佐々木勇治君。

○9番（佐々木勇治君） 町長への手紙なんですけれども、これ印刷代というのはどこに含まれているとかが分かれば、分からないのであればそれで構いませんけれども、通信費しかないのであれば。印刷もかかっていると思うんですけども、何で印刷代を取っているのかお伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 印刷代につきましては、自前でやっておりますので、通常のコピー用紙、あとは印刷機の使用料で賄っております、そこは個別には出ておりません。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 主要な施策から何点か質問したいと思います。

まず、33ページの浪江町行政区活動補助金、これ30行政区となつて大体6割ぐらいしか使っていないと思うんですけれども、もう少し使い勝手のよい方法を考えるとか、有効に使ったらと思っていますが、どう考えていますか。

あと、42ページ、敬老祝い金支給事業、100歳以上なんですけれども、あと支給額は祝い金一律なのかどうか。金額、中身はいいです。

あと次の43ページ、緊急通報システム事業、この現在何件ぐらい通報があって、どういう課題があるのか、教えてください。

あと、46ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、これは多分町内だけだと思いますけれども、フレイル状態、特にこれ最近使われる言葉だと思うんですけれども、フレイルとは、私の考えでは健康な状態が介護認定を受ける前の状態かなと思っていました。現実に読んでしっかりみんな分からぬと思うんですね。こういうのを具体的に何か示してほしいと思っています。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それではまず、施策の成果33ページの浪江町行政区活動補助金のご質問についてお答えいたします。

補助金につきましては、これまで継続事業として各行政区の区長の皆様にご案内をしてきたところであります、行政区活動の維持、推進に努めているところでございます。

使い勝手よくというようなことでのご意見もいただいていましたけれども、昨年度から今年度につきましては補助金の額も若干ではありますが、プラスをさせていただいているところもございまして、またこれまで内容につきましては大きな変化はなく、区長の皆様には十分理解をしていただいているかと思いますけれども、また新しく区長になられた方につきましても、丁寧に内容のほうを説明させていただいて、活用していただくように勧めていきたいと思います。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ページ42ページ、敬老祝い金支給事業の金額はよろしいと言われたんですけども、金額は一律ではありませんで、上から80から84歳の方には7,000円、85歳から89歳の方には8,000円、90歳以上の方には1万円ということで一律ではござ

いません。

あと、43ページ、緊急通報事業のほうは、答弁調整をお願いします。

○議長（山本幸一郎君） 答弁調整のため、暫時休議します。

（午前 9時21分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前 9時22分）

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 緊急通報システム、昨年は安否確認のための通報1件と救急車要請1件の合計2件ございました。

今後の課題ですけれども、こちらのほうが皆様に浸透はしてきてはいるんですけれども、週1回の元気コールということで、別の形でこちらから確認を行っている部分もありますので、今後とも広めていきたいということでございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） フレイルにつきましては、加齢に伴う心身の機能の低下といったもの、あと外出の機会が減ったこと、食事の量が少なくなったなど、年齢とともに生じる衰え、そういうものでございます。大きな原因につきましては、生活習慣病など、あとは疾病などの重症化によるもの、加齢に伴う心身の変化などによるものでございます。

今年度から、町内の健康診断の際にこういったものの状況を確認するための検査等も行っておりますので、引き続き続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番、佐藤勝伸君。

○2番（佐藤勝伸君） 2番、佐藤です。

28ページのところ、主要な施策の成果、ここにデジタルコンテンツを活用した魅力発信事業ということなんですが、実はあちこちで魅力、例えば67ページの農業PRのところ、77ページの水産事業振興ということで、発信をあちこちでやっております。28ページはデジタルコンテンツを活用した魅力発信事業ということで、これは統一できないものなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

確かに魅力発信事業それぞれで今現在それぞれの課で、それぞれで所管する業務を発信している状況でございます。こちらにつきましては内部でも町長のほうからなるべく統一をして、同じ方向性でみんな統一といいますか、同じ方向性で持つように発信をできないかという指示をされているところです。

こちらの発信の方向につきましては、やり方として組織的なものを含めて今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） ないようなので、次に、令和6年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、令和6年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、令和6年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、令和6年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、令和6年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、令和6年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、令和6年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号 決算の認定についての質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第1号 決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第2、認定第2号 浪江町水道事業会計
決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを
採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、認定第3号 浪江町公共下水道事
業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第3号 浪江町公共下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第60号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第60号 双葉地方広域市町村圏組合規約の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、議案第61号 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第61号 浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第6、議案第62号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第62号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第7、議案第63号 浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第63号 浪江町特定復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第8、議案第64号 工事請負契約の締結について（产学研官連携施設建築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第64号 工事請負契約の締結について（产学研官連携施設建築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第9、議案第65号 工事請負契約の締結について（产学研官連携施設電気設備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） 契約金とか委託先についての質問ではございません。私の経験したことを申し上げます。

実は、この業務の請負者である浪江電設さんの車が浪江のコンビニの身障者のマークのところに、いきなり入ってばしっと止めます。町からのこういうような工事を請負している業者がそのようなことであってはならないというふうに思っていますので、関係はございませんけれども、ひとつ町のほうから注意をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

今、鈴木議員のほうからご指摘ありました件につきましては、そういったご指摘があったというふうな事実に関しまして、事業所のほうに我々のほうからしっかりと伝えながら、事実であるならばそういう点がないように我々のほうからもしっかりと伝えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第65号 工事請負契約の締結について（产学研官連携施設電気設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第10、議案第66号 工事請負契約の締結について（产学研官連携施設機械設備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第66号 工事請負契約の締結について（产学研官連携施設機械設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第11、議案第67号 工事請負契約の締結について（さけ採捕施設整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第67号 工事請負契約の締結について（さけ採捕施設整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第12、議案第68号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設敷地造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第68号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等敷地造成工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第13、議案第69号 物品購入契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）什器備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 入札についてなんですが、大体99%台で推移しているかと思っています。大分注意はしているんですが、物品購入の場合五十何%で落札されています。ということは、町が見立てるということなんでしょうか。品物とこの落札された業者との品質というものは同等のものなのか、それともまた別の同等に近いものなのか、そのところが分かりませんので、教えていただきたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。物品の購入につきましては、仕様書と同等のものと認識しております。

○議長（山本幸一郎君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 同等のものと認識しておるということは、同等のものでない可能性もあるという考え方でよろしいのかということですね。町としては大体こういったものというか、ある程度の指定をしてくるんだろうと思います。それに対する値決めなので、経費的に私は問題ないのかどうか、確認のためにお答えいただきたい

と思います。

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午前 9時44分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前 9時45分）

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） ご質問にお答えいたします。

納入される物品については、仕様書と同等のものと認識しております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第69号 物品購入契約の締結について（復興海浜緑地（多目的広場）什器備品購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第14、議案第70号 自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第70号 自動車事故に伴う損害賠償額の決定及び和解について（追認）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第15、議案第71号 損害賠償額の決定及び和解について（追認）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第71号 損害賠償額の決定及び和解について（追認）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第16、議案第72号 調停の申立てについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第72号 調停の申立てについてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。
よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第17、議案第73号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第73号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。
よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第18、議案第74号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第74号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第19、議案第75号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第75号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第20、議案第76号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第76号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第21、議案第77号 令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第77号 令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第22、議案第78号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第78号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第2号の質疑、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第23、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。本件に対する意見は適任と認めるとしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号に対する意見は適任と認めるとすることに決定しました。

◎同意第6号の質疑、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第24、同意第6号 特別功労者の決定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより同意第6号 特別功労者の決定についてを採決します。

採決は個別に起立により行います。

まず、紺野榮重氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、紺野榮重氏については同意することに決定しました。

次に、玉井康裕氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、玉井康裕氏については同意することに決定しました。

次に、宇佐見忠良氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、宇佐見忠良氏については同意することに決定しました。

次に、（故）関根俊二氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、（故）関根俊二氏については同意することに決定しました。

以上、同意第6号については、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（山本幸一郎君） ここで10時15分まで休憩いたします。

（午前 9時59分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時15分）

◎報告第5号の質疑

○議長（山本幸一郎君） 日程第25、報告第5号 令和6年度浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第5号を終わります。

◎報告第6号の質疑

○議長（山本幸一郎君） 日程第26、報告第6号 令和6年度浪江町水道事業会計継続費精算報告書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第6号を終わります。

◎報告第7号の質疑

○議長（山本幸一郎君） 日程第27、報告第7号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） 1点だけお伺いいたします。

こちら令和6年度も残念ながら赤字ということですが、徐々に収支改善が見込まれていくということで、いつ頃、黒字に転換する予定なのかと、もし何かあればお伺いしたいです。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

令和6年度につきましては、決算の報告をさせていただいたとおり若干の赤字となってございます。今現在本館の2階から4階の客室部分、17部屋のほうの改修工事を行っております。こちらの改修工事が終われば、宿泊者数も増えるという見込みがありますので、令和8年度、来年度からは改善が見込まれるんじゃないかということで考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第7号を終わります。

◎報告第8号の質疑

○議長（山本幸一郎君） 日程第28、報告第8号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で、報告第8号を終わります。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（山本幸一郎君）　日程第29、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長から、タブレット端末の格納した申出書のとおり、閉会中の継続審査又は調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君）　異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長挨拶

○議長（山本幸一郎君）　ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田栄光君）　今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月9日の本定例会開会以来、終始ご熱心にご審議をいただき、提案いたしました全ての議案についてご賛同いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

このたび上程させていただいた議案は、全て重要なものであります。中でも議案第64号から第66号の産学官連携施設に係る工事請負契約の締結についてでありますが、令和8年度中の供用開始に向け、産学官連携の中核となる施設を整備するものであります。供用開始後は、F－R E I をはじめ企業や大学と連携し、新産業の創出や地域課題などの解決を目指すとともに、農業振興、災害科学及び水素エネルギーなどに関する研究開発に取り組むことで、浜通りの創造的な復興、活性化につないでまいる考えであります。

また、議案第68号　野菜等出荷貯蔵施設等敷地造成に係る工事請負契約の締結についてでありますが、町の農業振興と地域経済の安定、発展を支える重要な取り組みであります。鮮度保持の機能を持たせ、加工が必要な農産物を受け入れる集荷の拠点として整備し、生産者が生産に注力できるような環境を整備することで、営農再開に向けた不安を解消するとともに、町の帰還者増加及び意欲ある農業者の営農再開を促進するものと考えているところであります。

続きまして、このたびの一般質問でも教育、医療、介護、福祉サービスに関すること、産業振興に関すること、そのほか今後のまちづくりにおける重要課題について提案を含め多くのご質問をいただきました。

そして、町長就任から3年が経過したことを踏まえ、今後の復興づくりや私の施政方針をはじめ町の将来についてのご質問をいただいたところであります。

いずれの質問も、今後の復興とまちづくりにおける重要課題であり、先人より受け継いできたこの浪江町をしっかりと次の世代に継承していくためにも、様々な課題を着実に解決をしてまいります。

町の復興に当たっては、まだまだ課題が山積する状況であります。が、議員各位のご理解、ご協力の下、しっかりと町民福祉の向上と復興の達成を目指し、全力で尽くしてまいる考えであります。

結びに、昼夜の寒暖が激しくなってまいりました。議員各位におかれましては健康にご留意の上、ご自愛をいただき、今後ますますご精励をいただくことをお願い申し上げて、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。
これをもって、令和7年浪江町議会9月定例会を閉会します。
(午前10時23分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

浪江町議会議長　　山　　本　　幸一郎

署名議員　佐々木　茂

署名議員　半　　谷　　正　　夫